

2020年8月7日

北海道知事 鈴木 直道 様

**2021年度道政に対する
「要求と提言」**

日本労働組合総連合会北海道連合会

会 長 杉 山 元

要請の趣旨

新型コロナウイルスの全世界的感染拡大に伴いグローバル化した経済・社会・雇用への影響は、リーマンショック以上とも指摘されています。感染拡大の収束を第一義として対策を進めるべきではありますが、政府・自治体の自粛要請による影響は多方面に及んでおり、生活困窮・事業継続危機への迅速かつ継続的な対応が求められます。

また感染症対策のみならず、発災から9年が経過した東日本大震災、2018年の胆振東部地震、昨年2019年の台風被害や、今年に入ってから各地での豪雨災害など、近年多発する自然災害への対応についても、長期的かつきめ細やかな支援が必要とされています。

社会に蔓延する様々な不安を解消し、経済の自律的かつ持続的な成長を取り戻すためには、今まさに連合がめざす「セーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会」「誰一人取り残されることのない社会」を実現することこそが不可欠です。

連合北海道はこのような認識に立ち、働く者の立場から2021年度の「要求と提言」をとりまとめましたので、要請の趣旨をご理解いただき、今後の政策運営および2021年度予算編成において反映されますよう要望いたします。

連合北海道 2021 年度道政に対する「要求と提言」

<目次／構成>

I. 雇用の安定・創出と公正な労働条件の確保	
1. 雇用の安定・創出と「働き方改革」の推進	P1
(1) 雇用の安定・創出と「働き方改革」の推進	
(2) 若者・女性・高齢者の就労支援	
(3) 職業訓練・能力開発の充実	
(4) 季節・建設労働者の雇用と生活支援	
2. 新型コロナウイルス感染症に関連した雇用・労働対策の強化	P3
(1) 雇用維持の支援	
(2) すべての労働者の雇用の安定	
(3) 雇用のセーフティネットの強化	
(4) 労働時間・安全衛生	
3. 公正・公平な労働条件の確保と改善	P4
(1) 労働者の健康、安全の確保と就業環境の改善	
(2) 雇用労働環境の変化に対応するワークルールの整備・確立	
(3) 公契約に関する条例の制定	
(4) 最低賃金の引き上げと中小企業への支援	
(5) 外国人労働者の権利保護と生活支援	
4. 民主的で透明な公務員制度改革の推進	P7
(1) ILO勧告を満した労働基本権の回復	
(2) 地方自治の基盤を支える地方公務員制度改革の推進	
5. 男女平等参画とワーク・ライフ・バランスの実現	P7
(1) 男女共同参画の推進	
(2) 仕事と育児・介護の両立支援と介護離職の防止	
(3) 次世代の育成と保育環境の整備	
II. 地域の活性化と地場産業の振興	
1. 住民参加を基本とした「地方創生」の推進	P9
(1) 第2期北海道創生総合戦略の推進	
2. 地域経済の活性化と中小企業の振興	P9
(1) ものづくりを中心とした地域経済活性化の基盤強化	
(2) 地域経済の中核を占める中小企業の振興と勤労者の福祉向上	
(3) 「新型コロナウイルス感染症対策」等におけるサプライチェーン全体の維持・確保	
3. 地域を支える道内農林水産業の振興	P11
(1) 北海道農業の振興・発展	

<ul style="list-style-type: none"> (2) 森林資源の育成と地域林業の活性化 (3) 水産業の振興と発展 	
<ul style="list-style-type: none"> 4. 健全な消費社会の育成 <ul style="list-style-type: none"> (1) 悪質クレーム対策と消費者教育の推進 (2) 食品ロス削減の取り組み (3) 万引き犯罪防止対策の強化 	P13
<ul style="list-style-type: none"> 5. 北海道の観光産業の振興 <ul style="list-style-type: none"> (1) 新型コロナウイルス感染症からの回復支援 (2) 観光人材の確保・育成と観光施策の推進 	P13
<ul style="list-style-type: none"> 6. 人流・物流を支え地域の足を守る交通・運輸政策の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 自動車運転者における長時間労働の改善 (2) 適正な取引環境の確立 (3) 人流・物流を支える交通インフラの整備 (4) 地域公共交通の維持・活性化確保 (5) JR北海道の鉄道事業見直しと経営支援 	P14
<h3>Ⅲ. 北海道の資源を活かしたエネルギー・環境政策の推進</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> 1. 道民参加による北海道のエネルギー・環境政策づくり <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力に依存しない社会の実現 	P16
<ul style="list-style-type: none"> 2. 新エネルギー・再生可能エネルギーの普及・促進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 再生可能エネルギーの普及・促進と産業・雇用の創出拡大 	P17
<ul style="list-style-type: none"> 3. 既存原子力発電所への対応 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力発電所の安全確保と住民合意 	P18
<ul style="list-style-type: none"> 4. 実効ある原子力防災計画と避難計画及び原子力防災訓練の強化・充実 <ul style="list-style-type: none"> (1) 自治体における原子力防災計画と 医療機関・福祉施設を含めた避難計画の実効性の検証と確保 (2) 避難行動要支援者の避難と避難先の確保 (3) 自治体における防災資機材等の充実 (4) 事故・避難指示等の伝達・発信への対応 (5) 避難道路の安全確保 (6) 原子力災害医療協力機関への対応 (7) 原子力施設の規制基準と防災に関する情報の周知 	P18
<ul style="list-style-type: none"> 5. 幌延深地層研究所に係る協定・条例の遵守 <ul style="list-style-type: none"> (1) 幌延深地層研究センター事業に係る基本方針の堅持 	P20
<ul style="list-style-type: none"> 6. 炭鉱保安技術等の海外移転推進と石炭資源の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> (1) 炭鉱保安技術等の海外移転推進に向けた取組の充実 (2) 道内石炭資源の有効活用を視野に入れたクリーンコール技術開発の推進等 (3) 軽油取引税の課税免除措置の特例に代わる支援制度の創設等 	P20

IV. 医療・介護、防災など道民生活の安全・安心の確保	
1. 充実・安定した社会保障制度確立	P21
(1) 財源の確保	
2. 新型コロナウイルス感染症対策の充実	P21
(1) 医療・福祉・介護等のサービス提供体制の確保対策の強化	
(2) 感染拡大防止対策の強化	
(3) 感染症拡大に伴うハラスメント等の防止	
3. 地域包括ケアシステムの構築	P22
(1) 地域包括ケアの推進	
(2) 安心の介護提供体制の確立と介護人材の確保	
(3) 住民本位の地域医療構想の実現と医療職場の環境改善	
4. 安心社会を実現する地域づくり	P24
(1) 共生社会の実現	
(2) 生活困窮者の自立支援、子どもの貧困解消、ひとり親支援	
(3) 自殺防止対策の拡充	
(4) 過疎化・高齢化への対応	
5. 災害に強いまちづくりと消防体制の強化	P26
(1) 総合的な防災・減災対策の推進	
(2) 防災ネットワークの構築と災害時における要配慮者支援	
(3) 消防体制の強化に向けた労働条件の整備、財政支援の拡充	
V. 地方分権の推進と地方行政の確立	
1. 地方行財政の確立	P28
(1) 地方財政制度と地方交付税	
(2) 地方行財政改革の推進	
VI. 教育環境の整備と将来を担う次世代教育の充実	
1. 教育機会の確保と教育予算の充実	P29
(1) 教育の充実	
(2) 教育の保障	
(3) 公立小学校・中学校の統廃合と地域づくり	
(4) 公立夜間中学の設置	
2. 私立高等学校への経費助成	P31
(1) 私学に対する財政措置の強化・充実	
VII. 軍縮と国際平和をめざす対外政策の推進	
1. 北方領土返還運動の推進	P31

<ul style="list-style-type: none"> (1) 「北方領土隣接地域振興計画」の推進と返還交渉の強化 2. 軍縮と平和外交の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 平和を守る取り組みの推進 3. 米軍の移転演習と日米共同訓練の規模縮小 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域住民の安心・安全の確保 	P31	
<p>VIII. 人権を守る運動の推進と国民の権利保障</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 1. アイヌ政策の拡充と推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) アイヌ民族の文化・伝統の継承と生活向上 2. 北朝鮮による拉致問題の早期解決 <ul style="list-style-type: none"> (1) 北朝鮮拉致被害者の救済 3. 人権の尊重と表現の自由 <ul style="list-style-type: none"> (1) 人権の尊重と表現の自由 4. 投票しやすい環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 共通投票所の設置促進 	P32	
<p>■ 新型コロナウイルス感染症に関連した要望事項 (連合北海道 2021 年度道政に対する「要求と提言」からの抜粋)</p>		P35

I. 雇用の安定・創出と公正な労働条件の確保

1. 雇用の安定・創出と「働き方改革」の推進

(1) 雇用の安定・創出と「働き方改革」の推進

- ① 「北海道雇用・人材対策基本計画」に沿って地域における働き方改革を推進する。総合振興局ごとに雇用・就業構造や企業・産業状況を把握・分析し、プロジェクト協議会を有効活用して、地域活性化雇用創造プロジェクト・北海道事業計画を着実に実行する。
- ② 「北海道雇用・人材対策基本計画」は、働き方改革関連法の施行を踏まえ、各事業場における労働関係法令の遵守を促すとともに、賃金の引き上げ、若者や女性の活躍促進、高齢者の就労促進、子育て・介護と仕事の両立、外国人労働者の権利確保などに向けた施策を拡充する。
- ③ 「北海道雇用・人材対策基本計画」や「北海道建設産業支援プラン」を踏まえ、北海道が発注する事業を受注する企業において積極的に「働き方改革」が取り込まれるよう、労働時間の短縮・適正化や高齢者や女性の就労促進に関する評価項目を設ける。また、「北海道働き方改革推進企業」や「北海道なでしこ応援企業」など認定制度の周知拡大と応募促進をはかる。
- ④ 福祉・介護や建設・運輸分野をはじめ北海道内の中小企業における「働き方改革」の推進により、労働条件の改善や人材の確保・定着を図るため、「職場定着支援助成金制度」など各種支援制度の利用促進と併せ、取引先企業などサプライチェーン全体として取り組みへの理解促進をはかる。

(2) 若者・女性・高齢者の就労支援

- ① 「多様な人材の安定就業促進事業」では、多様な働き手の就業体験やマッチング支援等を通じてより安定的な就業を支援する。
- ② 新規高卒・大卒者の3年以内離職の動向を関係機関・企業・学校などと協力して把握し、離職時から早期にアウトリーチ型で就労支援ができるシステムを構築する。
- ③ 来春卒業する高校生の就職先確保について、求人の新規確保や拡大への支援体制を構築するとともに、授業の遅れを取り戻すために就職試験対策に十分な時間を確保できない生徒がいることを考慮し、面接試験などでの十分な配慮や対応について、業界団体・企業へ働きかける。
- ④ シルバー人材センターが行う職業紹介事業および労働者派遣事業に限り実施可能である「臨・短・軽」要件の緩和にあたっては、労働者を保護し、民業圧迫が発生しないよう対応をはかる。また、同事業における派遣・請負の区分については、ガイドラインなどを踏まえ、適正に運用する。
- ⑤ 地域における高年齢者の就業の促進と安定に向けて、自治体や高年齢者支援関係機関、労働・経済団体などが地域レベルで連携し、企業や求職者のニーズに応じたマッチング支援など総合的なサポート事業を実施する。

(3) 職業訓練・能力開発の充実

- ① OECD諸国の平均の約5分の1にとどまっている訓練プログラムへの公的支出(対GDP比)を抜本的に引き上げ、地域における公的な職業訓練サービスの提供体制を整備し、雇用形態や所得に関わりなく必要な職業訓練を受けられるよう体制を拡充する。
- ② ポリテクセンターや道立高等技術専門学院等の公共職業訓練施設について、老朽化した施設の整備を実施するとともに、訓練体制を充実するため、職業訓練指導員の増員に向けて養成の仕組み見直しと計画的な採用をはかる。また、組織運営体制に影響を及ぼさないよう、新任指導員の授業運営に対する支援策を講じる。さらに、特別な配慮を必要とする学生への指導法や知識の習得について指導員への支援を充実するとともに、当該学生が脱落することなく履修できるよう体制を整備する。
- ③ いわゆる「就職氷河期世代(30歳半ば~40歳半ば)」の良質な雇用・就労機会の実現に向け、人材供給の観点ではなく、対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発および適切な就職支援・定着支援を実施し、ポリテクセンターや道立高等技術専門学院など公共職業訓練機関の施設内訓練を積極的に活用する。
- ④ 技能者育成資金融資制度については、融資金額の増額、融資時期の前倒し、手続きの簡素化、利率を日本学生支援機構の奨学金と同水準とするなどの改正を行う。
- ⑤ 技能の継承・振興をはかり中小企業におけるモノづくり人材の育成に資するため、技能検定をより受検しやすくなるよう受検料の減額措置を拡充する。また、技能検定委員の報酬の引き上げや検定委員を派遣する事業所等への協力金制度などを設け、技能検定の実施体制を充実する。

(4) 季節・建設労働者の雇用と生活支援

- ① 「北海道建設産業支援プラン2018」による事業を着実に推進して建設業における担い手を育成・確保し、安定的な雇用と処遇改善に取り組むとともに、「建設工事従業者の安全および健康の確保に関する基本的な計画」を踏まえ、安全な建設職場の実現に向けて諸施策を講ずる。
- ② 季節・建設労働者の処遇改善と雇用の安定、働き方改革への対応、建設業者の経営安定化を図るため、新・担い手3法を踏まえ、各自治体における公共工事の施工時期の平準化に向けた取り組みを支援する。
- ③ 建設業退職金共済制度への加入を促進するとともに、退職金の支給要件の緩和、移動通算の申出期間の延長、移動通算できる退職金額の上限撤廃を周知する。併せて、労働者への共済手帳の配布と共済証紙の貼付については、公共工事・民間工事の区別なく行われるよう事業主への指導を徹底する。
- ④ 建退共の退職金水準を改善するべく、在職期間の短い退職者の支給水準を引き上げるとともに、掛金納付月数が24月未満の場合でも、掛金相当額以上を支給するよう国に求める。
- ⑤ 季節労働者の冬期間における就労機会を拡大するため、工事発注機関に対する冬期

工事施工を要請するとともに、通年雇用や労働環境改善に取り組む事業者に対して、入札参加資格の優遇措置を拡大する。また、道として市町村が取り組む短期就労事業への支援を強める。

- ⑥ 「季節労働者対策に関する取組方針（第6次）」に沿って、冬期増嵩経費措置事業の確保、知識や技能向上に向けた支援策の充実をはじめ、冬期離職者の生活支援策等の拡充に向け、より一層国や雇用促進協議会との連携を強化する。
- ⑦ 道内の各就労支援協議会の事業活動の活性化及び成果向上のため、各地域の就労支援協議会の相互支援や、広域圏での交流事業の開催に取り組む。

2. 新型コロナウイルス感染症に関連した雇用・労働対策の強化

(1) 雇用維持の支援

- ① 雇用調整助成金などの各種助成金につき、周知を徹底するとともに申請手続きの簡素化および交付の早期化をはかる。
- ② 会社の都合により休業の指示や勤務時間短縮がされた場合、欠勤で休むことなく、さらには契約解除、解雇を助成金の活用により、回避するよう事業主に対し指導する。合わせて、雇用を維持するために労働者を解雇しない場合の事業主負担を軽減する。

(2) すべての労働者の雇用の安定

- ① 不合理な解雇や雇い止め等の発生を防止するため、関連する労働関係法令を周知する。やむを得ず解雇を検討する場合にも、使用者による最大限の解雇回避努力や労働組合との協議等、整理解雇の4要件に照らして厳格に判断すべきものであることを周知徹底するとともに、不適正な事案に対しては速やかかつ厳正に対処する。
- ② 緊急事態宣言等を受けて事業を休止する場合は、在宅勤務等の方法により労働者の休業を回避する努力が尽くされるべきである旨、事業主に周知する。やむを得ず休業させる場合でも、労働基準法にもとづく休業手当の支払い義務が一律になくなるものではないことを周知し、監督指導を徹底する。
- ③ 派遣労働者の雇用の維持・確保のため、派遣先との労働者派遣契約が解除される場合でも、安易に解雇せず、派遣元事業主として、派遣先と連携し、新たな就業機会の確保を図るよう周知徹底する。新たな就業機会が確保できない場合でも、雇用調整助成金の積極的活用などにより雇用維持をはかるよう促す。
- ④ 技能実習生を含む外国人労働者および、外国人労働者を雇用する事業主に対し、外国人労働者も雇用調整助成金の支給対象であることを周知するとともに、事業活動の縮小等により、やむを得ず休業する場合には、雇用調整助成金を活用し、雇用を維持するよう求める。
- ⑤ 技能実習生は在留期間に限りのある有期労働契約により雇用されている者であり、解雇に関しては通常の労働者よりその有効性が厳しく判断されることを周知するとともに、安易な解雇や強制帰国に対して厳正に対処する。
- ⑥ 外国人労働者に対する新型コロナウイルス感染症にかかる情報提供については、や

さしい日本語をはじめ多言語による最新情報の提供を徹底する。

(3) 雇用のセーフティネットの強化

- ① 雇用保険における基本手当について、特例的に特定受給資格者および一部の特定理由離職者の法定賃金日額・所定給付日数・給付率の引き上げを行うとともに、雇用保険への国庫負担割合を引き上げるよう国に求める。
- ② 雇用保険の失業手当について、一般受給資格者の給付制限期間を特例的に短縮するとともに、「離職日からさかのぼった2年間の被保険者期間が12ヶ月以上ある」とする要件を特例的に緩和するよう、国に求める。
- ③ 労働者を退職させ失業手当を受けつつ、後日再雇用するといった雇用保険の趣旨を逸脱した事例を未然に防ぐ措置を講ずる。

(4) 労働時間・安全衛生

- ① 事業場における感染症の蔓延防止は事業者の安全配慮義務であり、3密（密閉、密集、密接）の回避、安全衛生教育やテレワーク・在宅勤務の実施など、蔓延防止に必要な措置は事業者が率先して対応するよう周知・広報する。
- ② 妊娠中の女性労働者に対しては、母性健康管理措置の指針に沿って、出勤の制限（在宅勤務や休業）等の必要な措置を講ずる。
- ③ 医療をはじめ社会機能の維持に不可欠な業務に携わる労働者の感染防止および事業場での蔓延防止の観点から、マスクや消毒液などの優先購入や非常時のバックアップ体制に対する支援を強化する。
- ④ 労災認定については、感染リスクを承知で働かざるを得ない労働者を保護する観点から、特例的に指定公共機関などで就労する労働者が新型コロナウイルス感染症に罹患した結果、死亡または後遺症が残った場合に、感染経路が証明できないことを理由に不支給としないよう、国に求める。
- ⑤ 特例的にホテル等宿泊施設を新型コロナウイルス罹患者の療養施設として活用する際は、その事業者に感染症に関する十分な知見がないことも想定されるため、感染防止など労働者に対する安全衛生教育については、感染症蔓延防止の観点から事前に「国・地方公共団体・病院関係者による教育・指導」を十分に実施する。
- ⑥ 妊婦や産まれてくる子どもはもちろん、医療従事者を守るための手立てを講じる。
- ⑦ 消費者と接する事業主が、消費者とのトラブルを防止しながら、有効に感染対策を実施できるよう、「新しい生活様式」とともに消費者と接する業種の「業種別ガイドライン」(※)について、テレビCMなどを利用し、広く市民に広報する。出勤者削減のため、専門家の派遣などテレワークの促進に向け助成を行う。

※業種別ガイドライン：各省庁が作成した業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防のガイドライン

3. 公正・公平な労働条件の確保と改善

(1) 労働者の健康、安全の確保と就業環境の改善

- ① 中小企業の職場における労働安全衛生、健康づくりの推進に向け、他社の好事例の共有や経験交流を通じて意識を高めるよう、複数の企業による合同の「安全衛生大会」を開催するよう支援する。
 - ② 中小企業において労働者の健康増進を図り、生産性・収益性の向上や人材確保に資する「健康経営」の取り組みを支援する。
 - ③ 長時間労働の是正とワーク・ライフ・バランスの実現にむけ、労働基準監督署に届出される36協定は、限度時間「年360時間」以内の徹底をはかるとともに、適正な方法で労働者代表が選出されているか確認する。また、「勤務間インターバル制度」の導入を促進する。併せて労働者に対する就業規則の周知徹底に向けて、各事業所における周知内容や方法について報告を義務づける。
 - ④ 労働災害が増加傾向にある高齢者や外国人労働者、派遣労働者を雇い入れる事業場に対して、安全教育の充実など労働安全対策に取り組むよう支援する。また、在宅勤務者の労災保険への加入を適正化するとともに、労災の認定基準を明確化し周知する。
 - ⑤ 2020年4月1日施行（一部は2020年7月1日施行）の北海道受動喫煙防止条例について、改正健康増進法とあわせて事業者への周知を徹底するとともに、事業規模に関わらず全ての者に望まない受動喫煙を生じさせないように、実効性ある対策が講じられるものとする。
 - ⑥ メンタル被災及び長時間労働被災防止に重点を置き、第三者の立ち入り視察などを強化する。
 - ⑦ パワー・ハラスメント等に関する事業主が講ずべき措置等の指針の周知を徹底するとともに、パワハラ、セクハラ等については、第三者機関との連携による外部相談窓口の設置を進める。
- (2) 雇用労働環境の変化に対応するワークルールの整備・確立
- ① 同一労働同一賃金の法規定の円滑な施行に向け、労使への周知徹底をはかるとともに、相談・支援体制を充実する。
 - ② 労働者および使用者等に対してワークルール教育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、健全で安定した労使関係の形成に資することを目的として、ワークルール教育の基本理念、ワークルール教育の施策の基本となる事項、国・地方公共団体等の責務を定めた「ワークルール教育推進法」の制定を国に求める。
 - ③ 労働契約法第18条の無期転換ルールについて、法施行後の無期化と雇止めに関する検証を行うとともに、法内容の周知など、無期転換直前での雇止めの防止に向けた情報発信を徹底するとともに、相談対応を一層強化する。
 - ④ 過労死や過労自殺問題、若者の使い捨てが疑われる「ブラックバイト」問題については、事件の背景・原因を検証するとともに、労働者を救済する立場から適切に対処する。また、派遣・請負・個人請負など多様化する雇用・就業形態に対応できるよう、労働行政の充実・強化をはかる。

(3) 公契約に関する条例の制定

- ① 公契約基本法の早期制定ならびに、地方自治体における公契約条例の制定を促進し、質の良い公共サービスの提供と労働者の労働条件の改善、地域経済の活性化をはかる。
- ② 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保による住民の福祉の増進、公正な競争の確保による企業の健全な発展に寄与することを目的として公契約条例を制定する。
- ③ 民間企業に発注を行う際、経済産業省の策定している下請けガイドラインや自主行動計画、経済諸団体による「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」を遵守した取引を行う。
- ④ 民間委託などの公契約を締結する際、全国社会保険労務士会連合会が提案している「労働条件審査」を導入する。

(4) 最低賃金の引き上げと中小企業への支援

- ① 「できる限り早期に全国最低 800 円を確保」「より早期に全国加重平均 1,000 円をめざす」という目標を掲げた「経済財政運営と改革の基本方針」および「日本再興戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げるよう国に求める。
- ② 最低賃金改定額の周知徹底と併せて、中小企業における賃金改善に向けて、キャリアアップ助成金をより活用しやすくなるよう制度改善をはかるとともに、中小企業の安定的経営に資するよう、社会保険料の事業主負担分を軽減するなど、中小企業支援策を拡充する。
- ③ 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済の公契約の金額を見直す。

(5) 外国人労働者の権利保護と生活支援

- ① 広域かつ農業、水産業における技能実習生が多い北海道において、的確な実地検査や指導監督を行えるよう技能実習機構の体制を整備するとともに、国との連携を強める。
- ② すべての外国人労働者の権利を確保し、適正な就労環境のもとで働けるよう、外国人労働者を雇用する事業主に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知を徹底する。また、道の「労働相談ホットライン」など相談窓口においては、外国人労働者が労働条件について使用者と対等に交渉できるよう適切に支援する。
- ③ 政府の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018年12月）として、全国約100か所に整備される「多文化共生総合相談ワンストップセンター」において、地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充する。
- ④ 生活者としての外国人に対する支援について、居住する外国人および支援団体等からの意見を聴く場を設け、真に実効性ある共生支援施策とするためのPDCAサイクル

ルを構築する。

- ⑤ 生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者に学習の場を提供する。

4. 民主的で透明な公務員制度改革の推進

(1) ILO勧告を満した労働基本権の回復

- ① ILO勧告に従った労働基本権の回復に向け、以下の事項について国に求める。
 - イ) 一般職の公務員には、原則として労働三権を回復し、団体交渉を基本とした給与・勤務条件決定の仕組みを導入する。また、非現業職員にも不当労働行為救済制度を適用する。
 - ロ) 刑事施設に勤務する職員・消防職員に団結権を認め、労働組合を結成する権利を回復する。
 - ハ) 一般職の公務員に対し、労働組合法、労働基準法、労働関係調整法を全て適用する。
- ニ) 行政組織方針や国民のニーズに応える行政のあり方等、団体交渉になじまないものについて、労使の意思疎通を深めるための労使協議制度を設ける。
- ホ) 労働委員会に公務全体を担当する委員を配置し、賃金等の団体交渉が不調に終わった場合、労働委員会が斡旋、調停、仲裁を行う制度とする。

(2) 地方自治の基盤を支える地方公務員制度改革の推進

- ① 地方公務員制度改革の推進に向け、以下の事項について国に求める。
 - イ) ILOにおける国際労働基準に沿い、地方公務員の労働基本権を確立する。
 - ロ) 地方公務員制度は、地方自治体および労使間の自主性・自律性を尊重するものとする。
 - ハ) 会計年度任用職員制度の運用にあたっては、改正法の主旨である処遇改善を行う。

5. 男女平等参画とワーク・ライフ・バランスの実現

(1) 男女共同参画の推進

- ① 2018年3月に策定された「第3次北海道男女平等参画基本計画」の推進にあたっては、新たに盛り込まれた「防災・災害復興における男女平等参画の促進」をはじめ、「暴力根絶に対する取組の充実」、「貧困など生活上の困難に直面している人々への支援」などの施策が着実に実行されるよう、北海道、国、市町村一体となって取り組む。また、定期的な実施点検については必ず行う。
- ② 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直しや意識改革を促進するため、性による差別やジェンダー・バイアス（社会的な性別役割分担意識に対する偏見）にもとづく言動（いわゆる「ジェンダー・ハラスメント」）を根絶する重要性について、専門家の知見を活用しつつ、改めて各職場への周知啓発を行うとともに、道は、条例や計画が制定されていない市町村に対し、制定に向けた働きかけを積極的に行う。

- ③ 多様なライフスタイルに対応して選択的夫婦別氏制度の導入をめざし旧姓・通称の利用や、「同性パートナーシップ制度」の導入など、実効性ある制度運用を行うよう、市町村に対し啓蒙する。
- ④ ハラスメントについて、一元的かつ相談者のプライバシーに配慮し寄り添った丁寧な相談対応を行うとともに、未然防止を含めた就業環境の整備に向けた取り組みを推進する。また、ドメスティック・バイオレンス（DV）や、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別の解消、仕事と不妊治療の両立など、さまざまなジェンダーに関する課題に対応できるよう、継続的に研修を実施する。

（2）仕事と育児・介護の両立支援と介護離職の防止

- ① 仕事と育児・介護、不妊治療等を両立できる就業環境の整備に向けて、育児・介護休業法等にもとづく両立支援に必要な相談対応・指導を強化し、「職業家庭両立推進者」の活用を促進する。
- ② 2017年の改正育児休業法により妊娠・出産、育児休業、介護休業などを理由とする就業環境を害する行為を防止する措置が義務化されていることから、事業主に対して徹底するよう周知する。
- ③ 育児や介護等により離職した労働者の雇用機会を広げるため、離職者を新たに雇用する中小企業に対する助成制度を創設する。

（3）次世代の育成と保育環境の整備

- ① 子ども子育て支援制度の推進にあたっては、その進捗状況や課題、取り組み事例などについて情報を公開し、その共有化をはかる。
- ② 待機児童の早期解消のため、質の高い保育所等の整備とともに幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の抜本的な処遇改善と研修やキャリアアップの仕組みの構築と確実な実施により、幼児教育・保育の質の向上および人材の定着と確保、ディーセント・ワークを実現する。
- ③ 北海道における「保育士の配置基準緩和措置（特例の配置）」については、保育の質を確保するため、保育士の確保策に一層取り組むとともに、子育て支援員との業務分担を明確にする。また、子ども・子育て支援法の改正に伴い設置することができるとされた、待機児童解消等の取組支援のための市町村等との協議会においては、市町村が設定する配置基準を引き下げることが協儀しない。
- ④ 「保育士・保育所支援センター」における支援内容充実とともに、ホームページなども活用したワンストップの情報提供、積極的なセンターの周知・広報に努め、人材確保を進める。
- ⑤ 幼保連携型認定こども園に勤務（希望）する保育教諭について、資格取得のための講座受講に対する交通費等の補助や休暇付与促進などの支援を実施するなど、特例措置期間中に幼稚園教諭免許と保育士資格の併有を推進する。
- ⑥ 仕事と保育の両立をはかることができるよう、延長保育や休日保育など保育サービ

ス拡充に向けて、市町村の支援を一層行う。

- ⑦ 市町村における子育て世代包括支援センターによるアウトリーチ型の相談支援体制を促進するとともに、働くひとり親にも利用しやすいよう、母子保健サービスと子育て支援サービスがワンストップで提供できる体制整備を支援する。また、地域子育て支援拠点においては、親の就業や社会参加支援につながるサービスを提供する。
- ⑧ 病児保育事業については、支援体制を早急に整備する。各市区町村において、「市町村子ども・子育て支援事業計画」等で不足している場合は必要な拡充を行い、市区町村単独での整備が難しい場合は、北海道として広域利用の整備を行う。また、病児保育の利用登録や施設予約、空き状況の確認、書類の作成などICT化を推進し、利用者の視点から利便性の向上をはかる。
- ⑨ 通学路の安全対策を進めるとともに、園児の交通安全の確保に向けてキッズゾーンの設置も促進する。

Ⅱ. 地域の活性化と地場産業の振興

1. 住民参加を基本とした「地方創生」の推進

(1) 第2期北海道創生総合戦略の推進

- ① 第2期北海道創生総合戦略に沿って、前年度以上の地方創生推進交付金を確保するとともに、地方財政計画の歳出における「まち・ひと・しごと創生事業費」は現行水準を確保するよう国に求める。
- ② 道外大学とのU・Iターン就職促進に関する連携協定を一層推進するとともに、特に道内出身の道外大学進学者等とSNSなどを活用したネットワークを形成し、情報提供の充実を図りながら、道内出身の若者の道内就労を促進する。
- ③ 地方創生に向けては、地域経済の立て直しが重要であることから、「本道経済の活性化に向けた基本方針」にもとづき、道内市町村及び経済圏域において、産業連関や家計などの経済調査・分析を実施し、循環型の域内経済を再構築する確かな対策を講ずる。

2. 地域経済の活性化と中小企業の振興

(1) ものづくりを中心とした地域経済活性化の基盤強化

- ① 地域産業を支える中小企業の国際競争力強化や自立的成長を促すため、新興国等の海外市場へのアクセスを可能とする情報・ノウハウ提供、人材獲得・育成支援、資金調達支援なども含めた総合的な支援体制を構築する。
- ② 道産食品のさらなる輸出拡大においては、道内経済の活性化と道内企業の収益向上の観点から、「食の輸出拡大戦略 第Ⅱ期」にもとづき、北海道から直接輸出できる環境を整備する。
- ③ 北海道を自動運転技術の研究開発拠点として位置づけ、積雪寒冷地での実用化に向けた実証実験場の整備等を行う。

- ④ 工業用水料金制度について企業の節水努力が反映できるよう見直す。
- ⑤ 「北海道産業人材育成ネットワーク」の取り組みを推進し、地域における就職支援と人材確保、雇用の創出をはかる。
- ⑥ 「若年技能者人材育成等事業」に係る推進計画を着実に実行し、北海道のものづくり産業の振興を図る。また、同事業において設置される連携会議には、ものづくり産業の労働組合の代表をメンバーとして加える。
- ⑦ 北海道内の中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会、国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充する。
- ⑧ 「地域との協働による高等学校教育改革推進事業（プロフェッショナル型）」への積極的な取り組みを推進するとともに、北海道産業の担い手となる若者を育成するため、工業、商業、農業など専門高校に対する実験実習設備等の購入費や修繕費の財政措置を行い、工具や実習材料の予算を充実する。
- ⑨ 工業高校の就職実績、3年離職率の低さなど、工業高校の魅力や優位性について情報発信に努める。また、道内の工業高校に対して、全国工業高校学校長協会が実施している「ジュニアマイスター顕彰制度」への申請を促す。

(2) 地域経済の中核を占める中小企業の振興と勤労者の福祉向上

- ① 商工会議所・商工会に対して改正小規模事業法に基づく「事業継続力強化支援計画」の策定を促すとともに、BCPの策定にあたっては、新型コロナウイルスなど感染症対策も含めた内容となるよう支援する。
- ② 中小企業・小規模事業経営者の事業継承を円滑化するための支援や生産性向上に向けたAI等新技術の導入を含む設備投資への支援を拡充するとともに、「事業継承ガイドライン」の周知や支援策の拡充を行い、あわせてニーズの掘り起こしなどを行っていく。また、各都道府県に設置されている「事業引継支援センター」の周知徹底をはかるとともに、道内における相談窓口を増設する。
- ③ 中小企業における省エネ・生産性・安全性向上、人材不足への対応のための設備投資促進施策を拡充し、周知を徹底する。生産性向上特別措置法による税制支援の活用について、市町村による「導入促進基本計画」の策定、中小企業への働きかけを促進する。
- ④ 中小企業が自ら知的財産に関する悩みや相談を受けるために全都道府県に設置している「知財総合窓口」の機能を強化し、周知を徹底する。
- ⑤ 北海道の中堅・中小企業における業務効率化や生産性向上に資するよう、IoTやAI、ビッグデータ、ロボットの活用拡大に向けて専門人材の育成や、企業と道立試験研究機関、大学・高専等との産官学連携を促進する。
- ⑥ 中小企業退職金共済制度への中小企業の加入を促進するため、加入条件を業種に関わらず従業員300人以下とし、一定規模までは継続加入できるようにするとともに、自治体による加入事業所への補助を拡充する。また、総合型の確定給付企業年金の実態把握と運営指導を強化し、中小企業が加入しやすくなるよう助成措置を検討する。

- ⑦ 中小企業や人手不足分野における人材を確保するため、正社員の奨学金返済支援制度を設けた中小企業に対する助成制度や、自治体による奨学金減免制度を創設する。
- (3) 「新型コロナウイルス感染症対策」等におけるサプライチェーン全体の維持・確保
- ① 新型コロナウイルス感染症等により経営の安定に支障が生じているすべての中小零細企業に対し、無利子の資金を貸し付けるなど、思い切った支援策を速やかに実施する。
 - ② 下請事業者の経営環境維持のため、親事業者に対し以下の点を働きかける。
 - ・新型コロナウイルス感染症等による業績悪化を理由として取引停止や通常支払われる取引価格の切り下げなどを行わない。
 - ・下請け事業者の資金繰りに支障が生じないよう、物品の代金等について現金による速やかな支払いを行う。
 - ・需要回復時に、短納期や無理な仕様変更など、下請け事業者へのしわ寄せを行わない。
 - ・下請け事業者が、人材確保・定着、生産性向上のために賃上げを始めとする労働条件の改善を行ったことを理由に、取引条件の不当な切り下げを行わない。また、下請け事業者の労務費増加分を取引価格に適正に反映させる。

3. 地域を支える道内農林水産業の振興

(1) 北海道農業の振興・発展

- ① 新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進にあたっては、食料自給率の向上と農業者の経営安定に向けた戸別所得補償制度の復活・法制化、担い手の育成・確保、良質で安全な道産農畜産物の生産振興と需要拡大に取り組むなど、新型コロナウイルス感染症による長期的な影響に対応する施策の具体化をはかるよう国に求める。
- ② 次期「北海道農業・農村振興推進計画」の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大による影響の長期化を見据え、本道農業が国内における食料供給基地としての役割を高めるよう、新規就農者の育成・確保と農業法人の円滑な継承、高付加価値農業の推進等を一層促進するものとする。あわせて、北海道「種子条例」を適切に運用し、主要農産物の優良な種子を安定的に供給するよう体制の確立・強化をはかる。
- ③ 日米貿易協定など国際貿易協定への対応については、「食の安全保障」と食の安心・安全の確保、農林水産および関連産業への影響を回避するため、生産者をはじめ道民・国民への十分な説明をはかるとともに、正しい影響試算をもとに的確な対策を講ずる。
- ④ 食品ロスを削減するため、「食料産業・6次産業化交付金事業」を活用し、道内におけるフードバンク活動を促進する。

(2) 森林資源の育成と地域林業の活性化

- ① 「森林・林業基本計画」の推進及び地球温暖化防止森林吸収源対策に係る森林整備を着実に進めるため、「森林環境譲与税」の前倒し措置を理由として当初予算が削られる

ことのないよう、森林整備及び治山事業に必要な予算を確保する。また、森林の多面的機能を持続的に発揮するため、「防災・減災、国土強靱緊急対策」および「間伐等の実施の促進に関する特別措置法」の延長を行うよう国に求める。

- ② 2019年4月から森林経営管理制度の導入により、市町村主体の森林整備が行われているが、森林経営計画や経営管理権集積計画の作成など新たな役割・業務を円滑に実施できるよう国や道の支援を拡充し、必要な対策を講ずる。特に、市町村の林務担当職員の育成・確保をはかる仕組みを確立するとともに、地域林政アドバイザー制度の充実に向けて特別交付税措置や賃金等の処遇改善をはかる。
- ③ 昨年度から措置された「森林環境譲与税」は、譲与基準の3割が人口比とされ、総体的に人口の多い大都市に大きく配付される傾向が見られることから、制度創設の趣旨が活かされるよう譲与基準の見直しを行う。また、国民の誤解等が生じることのないよう、その用途を明らかにするとともに、市町村に対する助言・指導を行う。
- ④ 人工林資源が本格的な利用期を迎え、森林資源の循環利用に向けては確実な再生林が重要なことから、苗木の需給調整に基づく安定供給体制の確立ならびに再生林に対する公的補助の拡充に向けて対策を講ずる。
- ⑤ 地域材の利用促進に向けては、公共建築物の木造化・木質化、中高層建築物への道産材CLTの利用拡大が必要である。道内における木材利用等の現状を明らかにするとともに、「道産材CLT利用拡大に向けた推進方策」にもとづく施策をより一層推進する。また、「CLTの普及に向けた新たなロードマップ」については、2021年度以降も継続して取り組むこととし、公的助成制度など更なる支援措置の拡充をはかるよう国に求める。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、輸出用の丸太や梱包材等の停滞が余儀なくされ、今後、木材価格の下落など、道内全体の林業・木材関連産業への影響が懸念されることから、木材需要の安定化に向けた総合的な対策を行う。
- ⑦ 林業における死亡災害の撲滅に向け、登録事業体に対する注意喚起を行うとともに、労働安全衛生法の一部改正に伴い義務化された下肢切創防止用保護衣の着用や蜂刺され自己注射器の携行定着など、労働災害防止に向け事業主責任を果たすことが出来るよう助成策を講ずる。
- ⑧ 林業労働力の確保・定着と労働条件の改善に向けて、森林作業員就業条件整備事業や国の「緑の雇用」制度など各種助成措置の充実、公共工事設計労務単価に見合う賃金の支払い、労働災害の防止対策の強化や雇用管理の改善、社会保険や林退共への加入徹底等に取り組む。

(3) 水産業の振興と発展

- ① 「第4期北海道水産業・漁村振興推進計画」を着実に推進し、栽培漁業の推進、不漁に伴う漁業者・水産加工業者に対する経営支援、水産物の輸出拡大、地場企業における水産加工機械の開発と輸出支援、観光業との連携などを進め、地域の雇用創出につなげる。

- ② 計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象とする漁業共済・積立ぶらすの加入率向上、漁業経営セーフティネット構築事業における積立への新規加入者の拡大を支援し、漁業従事者の所得確保ならびに持続的かつ安定的な漁業経営の確立をはかる。

4. 健全な消費社会の育成

(1) 悪質クレーム対策と消費者教育の推進

- ① 「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざして、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や異常な態様の要求行為等の悪質クレーム(迷惑行為)の抑止、飲食産業における予約の無断キャンセルの防止・啓発、未成年者飲酒の防止に向けて酒類販売業者に義務付けられている「年齢確認」に際して生じるトラブルの防止・啓発を推進し労働者を保護する。
- ② 「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」最終報告や第3次北海道消費生活基本計画に基づく施策を着実に推進するとともに、学校における出前講座やセミナーなどを通じて、社会保障、金融経済、生活設計、財やサービスの価値に対する正しい理解、食品ロスの削減、食の安全の推進、事業者との適切なコミュニケーションのとり方、消費者志向経営の在り方、持続可能なエシカル消費(地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動/倫理的な消費)などに関する消費者教育を実施する。

(2) 食品ロス削減の取り組み

- ① 食品ロス削減国民運動のさらなる周知・徹底をはかるとともに、「食品ロス削減推進法」にもとづいて2020年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に沿って、食品ロス削減に向けた商習慣(納品期限、販売期限等)の見直しなど、道ならびに市町村は食品ロス削減推進計画を策定し、施策を推進する。
- ② 道や市町村においては主担当部局を定めた上で、関係部局連絡会議等を設け、地域特性に応じた施策を推進する。
- ③ 食品ロス削減にもつながるフードバンクの取り組みについて、事業者等によるフードバンク活動への支援(食品関連業者とフードバンク事業者のマッチングや、提供される食品の情報共有等)を推進する。

(3) 万引き犯罪防止対策の強化

- ① 小売業者に多大な損失を与えている万引きの抑止に向けて官民合同会議等を設置し、地域への啓発、意識調査にもとづく効果的な対策の検討とその情報共有をはかる。

5. 北海道の観光産業の振興

(1) 新型コロナウイルス感染症からの回復支援

- ① 観光産業に働く人の雇用の確保と労働条件を維持するため、感染症対策の徹底を支援するとともに、段階的に移動可能な圏域などを広げながら、観光立国実現を推進す

る。

- ② 大規模イベントの再開に際し、主催者判断には限界があることから、政府はリスクの判断を地域や事業者任せとせず、公表された数値等による科学的な根拠にもとづき具体的なガイドラインを示すよう国に求める。

(2) 観光人材の確保・育成と観光施策の推進

- ① 観光産業が本格稼働するまでの間、業界を支える重要な人材である派遣添乗員や通訳ガイドなどの人材が、技能や特性を活かせるよう、他業種での就労や副業などの場をマッチングする。
- ② 派遣添乗員や宿泊業等に従事する観光人材が、語学や接客などのスキルをブラッシュアップできるよう、職業訓練や能力開発のメニューを拡充する。
- ③ 地域の観光振興に寄与できるよう、地域間の交流を軸とした地域観光の掘り起こしや、オール北海道としての体験型観光や周遊ルートを打ち出せるよう、民間業者を活用した公募事業等を企画立案し、観光立国推進を後押しする。
- ④ 宿泊業界の商習慣を見直し、宿泊施設側に瑕疵がない場合のキャンセルについては、規定のキャンセル料を徴収できるよう、業界での取り組みを推進する。

6. 人流・物流を支え地域の足を守る交通・運輸政策の推進

(1) 自動車運転者における長時間労働の改善

- ① 「ホワイト経営認証制度」の普及に向けて、荷主団体・消費者団体への理解促進をはかり、物流産業における長時間労働の是正など働き方改革を推進する。
- ② ドライバーの長時間労働が常態化する背景及び賃金実態を把握し、労働時間の短縮が単純に賃金低下を招かないよう、6割保障給の義務化を検討するなど、安定的な賃金制度モデルの構築に取り組む。

(2) 適正な取引環境の確立

- ① トラック運輸業界の適正な運賃・料金收受に向けて、下請・荷主取引推進ガイドライン、契約内容の書面化や燃料サーチャージ制度の浸透状況を検証するとともに、「改正標準貨物自動車運送約款」（2017年11月4日施行）を定着させるため書面契約の義務化について具体的な年限を示すよう国に求める。
- ② トラック産業における交通安全の確保に向けて、事業許可の更新制の導入を検討する。また、安全性評価事業（Gマーク）の更なる普及拡大を図るため、これまでの各種優遇策に加えて、「自動車保険」や「運送保険」の割引について拡充するほか、「自治体での入札時の優遇措置」について導入を検討する。
- ③ いわゆる「ライドシェア」などの新たな旅客有償運送事業については、労働者保護や事業者責任などの面で様々な問題を抱えており、既存の公共交通で保障されている利用者の安心・安全が確保されない限り、導入しない。
- ④ 道内の町村部において、ウーバー・ノッテコ・アジット等IT事業者の配車アプリを

用いた自家用車による実証実験が行われているが、公共交通空白地域での移動の確保に有効な自家用有償旅客運送制度が、違法な自家用ライドシェア等と明確に区別されるよう情報発信を行うとともに、安全運行・責任の主体・事業の継続性など地域における公共交通の確保という点で問題があることから、安易な導入を行わないよう指導する。

(3) 人流・物流を支える交通インフラの整備

- ① 道内の高規格幹線道路網（高速道路を含む）は、広域な北海道において農業・観光をはじめとした経済活動を支えるとともに、地域間の交流と連携を促進するために必要不可欠な社会資本となっている。とりわけトラック物流においては、輸送時間の短縮、定時制の確保等輸送の効率化を図る上で重要な道路となっていることから、高速道路料金の一時退出時の通算化の実現など、より一層の整備促進とともに、現在の暫定二車線による供用区間を解消する。
- ② モーダルシフトの推進に向けて、施設の整備・輸送力増強への支援、トラック事業者への働きかけ及び誘導、トラックから鉄道・内航海運へ輸送手段を変更した荷主・事業者への優遇措置など、誘導政策の拡充を図る。特にモーダルシフトの柱である鉄道貨物の利用促進を図るため、改正物流総合効率化法による鉄道貨物輸送分野への支援措置を拡充するよう国に求める。
- ③ 交通インフラの耐震・津波・浸水・土砂災害対策や老朽化対策、および災害復旧に対する支援を拡大し公共輸送機関の安全を確保する。特に鉄道の災害復旧事業費補助制度については、適用要件の見直しや補助率を拡充するよう国に求める。
- ④ 災害・震災時における物資や人員輸送を確保するため、トラックや鉄道、フェリーなど各モードの特徴を活かした複合一貫輸送の推進、物流の役割を考慮した道路網の整備や鉄道ネットワークの維持に向けた取り組みを講じるとともに、災害発生時における物資の円滑な流通のため、物流の基幹的広域防災拠点を整備する。
- ⑤ 青函トンネルの維持・管理について、JR北海道の経営安定を念頭に、北海道新幹線整備の推進とあわせ、中長期的な改修計画と財政措置を講ずるよう国に求める。

(4) 地域公共交通の維持・活性化確保

- ① 「北海道交通政策総合指針」に基づく諸施策を着実に取り組むこととし、特に「北海道十勝 MaaS 実証実験」の結果を踏まえ、他地域での展開をめざすとしている「シームレス交通戦略」については、交通事業者、行政、経済・労働団体、住民等による幅広い参加と協働により推進する。
- ② 「地域公共交通活性化再生法」や「道路法」の改正、「独禁法の特例法」等の制定を踏まえ、まちづくりと一体となったモビリティ・マネジメントとして「地域公共交通計画（仮称）」の策定を推進し、「北海道型運輸連合」の構築に向けて取り組む。特に、道内においては、広域な交通ネットワークの確立が必要なことから、鉄道を含む多様な交通モードの関係者や複数の市町村の参加による計画策定に向けて道のリーダーシ

ップを發揮する。

- ③ 「地域公共交通確保維持改善事業」等については、バリアフリー化等の利用者の利便性向上、交通労働者の勤務環境改善、地方鉄道の維持・活性化等の幅広い施策を含む補助制度として拡充するよう国に求める。

(5) JR北海道の鉄道事業見直しと経営支援

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、利用者の激減による大幅な収入の減少に直面していることから、下記の措置を講ずるよう国に求める。

イ) 2020年度の固定資産税の免除

ロ) 2020年度の新千歳空港使用料の免除

ハ) 国からの借入金（無利子貸与支援）に対する返済猶予

ニ) 2018年7月の国土交通大臣より受領した「監督命令」にもとづく、経営基盤の強化に向けた無利子貸与支援の助成金化

ホ) 休校要請にもとづく、通学定期の払い戻しに対する救済

ヘ) GO TOキャンペーンを活用した道内・各地域への鉄道利用につながる周遊・誘客・道内観光の需要喚起に向けた支援

ト) 高速道路無料化など特定の交通モードのみが対象にならないよう、鉄道需要の回復につながる交通モード間のイコールフティングの確保

- ② 道は、JR北海道の鉄道事業見直しにあたり次の事項に取り組むよう、国に求める。

イ) 経営安定基金運用益の確保策を再構築するとともに、鉄道施設の安全確保や老朽化対策に関わる支援スキームの見直し・拡充をはかり、JR北海道の安定的経営が可能となるよう国鉄清算事業団債務等処理法を改正し、2021年度以降の支援策を明らかにする。

ロ) 鉄道を道路や港湾、空港と同様、地域の公共インフラと位置づけて地方財政措置を講ずるなど、公的支援制度を拡充する。

ハ) JR北海道の事業見直しに係る地域協議にあたっては、地域公共交通活性化再生法の改正を踏まえ、道、市町村、交通事業者をはじめ商工関係団体、住民など地域の関係者により法定協議会を設置し、沿線地域を広域的にカバーする「地域公共交通計画（仮称）」の策定を通じて、鉄路を含めた持続的な地域交通のあり方について継続的な協議を行う。また、国は、計画の検討・策定に必要な情報を提供するとともに、計画の具体化に向けた支援策を講ずる。

Ⅲ. 北海道の資源を活かしたエネルギー・環境政策の推進

1. 道民参加による北海道のエネルギー・環境政策づくり

(1) 原子力に依存しない社会の実現

- ① 原子力発電は過渡的エネルギーとし、再生可能エネルギーの積極的な推進や化石エネルギーの高度利用、省エネの推進などを前提として、中長期的に低減させ、最終的

には原子力エネルギーに依存しない社会を実現する。

- ② 再生可能エネルギーの積極推進、化石エネルギーの高度利用、分散型エネルギーシステムの開発・普及やスマートグリッドの活用、省エネ技術・製品の普及、エネルギー節約型のライフスタイル・ワークスタイルの普及などに対する政策的な支援を行う。また、こうした施策を進める際には、産業の空洞化や雇用の喪失を回避し、グリーン・ジョブの創出と「公正な移行」を通じてグリーン・イノベーションに繋げていく。

2. 新エネルギー・再生可能エネルギーの普及・促進

(1) 再生可能エネルギーの普及・促進と産業・雇用の創出拡大

- ① 2020年度までを計画期間と設定した「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅱ期】」について取り組みの検証・評価を行う。また、次期計画の策定に向けた課題整理、推進体制の整備を行う。
- ② 第201回通常国会において成立した「エネルギー供給強靱化法」の趣旨を踏まえ、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた地域間連系線の整備・増強、遠隔地等における再エネ等分散型電源の導入拡大、及び電力ネットワークの広域的運用等による電力インフラの持続的な安定供給の構築を推進する。
- ③ 再エネ特措法の一部改正により、「再生可能エネルギー固定価格制度（FIT制度）」に加え、新たに「市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度（FIP制度）」が創設されるが、FIP制度では、発電事業者が市場競争に参入することから、事業者の負担が増大する可能性が考えられる。また、電力の卸市場価格によって売電収入が変動するため、FIT制度と比較すると収益の見通しが難しくなり、新規参入のハードルが上がることも懸念されることから、再生可能エネルギーの拡大基調を定着させる環境整備を推進する。また、今後大量に発生する買取期間が終了するFIT制度対象電源については、当該買取期間においてすでに投資回収がなされていることを踏まえ、エネルギー供給の一躍を担う自立した電源として安定的な発電継続を可能とする方策について検討する。なお、2009年に開始された余剰電力買取制度の適用対象である住宅用太陽光発電設備は、2019年から順次、10年間の買取期間を終えることから、買取期間の終了とその後の対応について、官民一体となって広報・周知を徹底する。
- ④ 第5次エネルギー基本計画にもとづく非効率な石炭火力発電所の休廃止にあたっては、地域の雇用や関連産業への影響を考慮して段階的に取り組むとともに、再生可能エネルギーを含む代替電源の確保に向けて、財政・税制上の支援措置を講ずる。
- ⑤ 太陽光・風力など出力変動が大きい再生可能エネルギーについては、導入が拡大することで需給調整や系統安定化に障害とならないよう技術開発等、更なる取り組みを行う。また、水力・地熱・バイオマスなど供給安定性に優れる再生可能エネルギーの導入拡大を積極的に進める。
- ⑥ 北海道内の再生可能エネルギー資源が有効に活用されるよう、北海道内送電網等のインフラ整備を促進する。また、費用分担のあり方については公正性・公平性を確保する観点から広く国民全体で負担する仕組みとするとともに、国民に丁寧に説明する。

- ⑦ 「北海道新エネルギー導入加速化基金」を有効活用し、地場産業や雇用の創出がはかられ、また災害時を含みエネルギーが安定的かつ適切に供給されるよう、地域の特色を活かした地域分散型電源の普及の促進と多様な再生可能エネルギー導入をめざす市町村の取り組みが積極的に行われるよう、支援を充実する。
- ⑧ 「北海道新エネルギー導入加速化基金」が有効・効率的に運用されるよう、学識経験者、産業支援機関、試験研究機関、事業者代表等による検証、運用改善のための検討を定期的を実施する。
- ⑨ エネルギー基本計画に掲げる、水素社会実現に向け、「水素社会実現戦略ビジョン」や、「水素サプライチェーン構築ロードマップ」の着実な推進と進捗状況の定期的な検証を行う。特に、ロードマップにおいてSTEP 1（2016－2020年頃）と位置付けた「水素の利活用の促進と地産地消を基本とした水素サプライチェーンモデルの構築」については、目途としている年次を迎えることから、取り組みの評価と必要に応じた見直しを実施する。
- ⑩ 再生可能エネルギーの普及・促進に向けて、地域や企業のニーズに的確に対応できる高度な知識と技術を備えた産業人材の育成に積極的に取り組む。

3. 既存原子力発電所への対応

(1) 原子力発電所の安全確保と住民合意

- ① 停止中原子力発電所の運転再開を検討する条件は、福島第一原子力発電所の事故原因の検証結果を踏まえた、より高度な安全基準に基づく安全対策が実施されることを基本とするとともに、周辺自治体を含めた地元住民の合意と国民の理解を得る。
- ② 大間原子力発電所の建設については、核燃料サイクル政策上の位置づけ・必要性、さらには安全性や原子力防災の課題及び対策について明確にするとともに、政府や事業者に対する不信や不安を払拭するよう道や函館市など周辺自治体への情報公開と説明責任を果たすよう国に求める。

4. 実効ある原子力防災計画と避難計画及び原子力防災訓練の強化・充実

(1) 自治体における原子力防災計画と医療機関・福祉施設を含めた避難計画の実効性の検証と確保

- ① 防災対策を講ずる自治体の地域事情をふまえ、国や道が責任をもって防災対策を支援する。
- ② 「日本海沿岸津波浸水想定」をふまえ、避難所、避難経路をはじめとした避難計画、退避等措置計画等の検証と必要な見直しをはかる。また、「地域原子力防災協議会」においてあらためて避難計画の妥当性および実効性を継続的に検証する。
- ③ 訓練の目的については「地域住民の防災意識の高揚、理解促進」に軸足を置き、多くの地域住民の参加を得て実施する。また、避難計画の実効性を高める上でも、土日・休日の訓練を隔年で実施することを義務化するなど、幅広い年齢層の住民が避難訓練に参加できるような環境整備、仕組みづくりを検討する。

- ④ 今般の新型コロナウイルス感染拡大を踏まえると、感染症流行下において原子力災害が発生した場合、感染拡大や予防対策を十分に考慮した上で、避難や屋内退避等の防護措置を行うことになるが、「泊地域の緊急時対応」や自治体における「原子力防災計画」等に各種防護措置の具体化を明記するとともに、原子力防災訓練に感染症対応を取り入れ、その実効性を検証する。

(2) 避難行動要支援者の避難と避難先の確保

- ① 関係自治体と連携し、病院や社会福祉施設に在所していることや在宅で介護を受けていること等により早期の避難が困難な入院患者や施設入所者、在宅介護者のための放射線防護対策施設整備を30km圏内においても順次設置する。
- ② 避難の際の福祉車両やバス等の確保に万全を期す。特に被災自治体外からの確保となる場合は、迅速な避難が開始されるよう避難車両による交通渋滞の解消等、課題解決に取り組む。
- ③ 関係自治体と連携し、PAZおよびUPZ圏内における避難行動要支援者の個別計画を早急に策定する。

(3) 自治体における防災資機材等の充実

- ① 自治体における原子力防災計画や避難計画の実効性を高めるため、防災資機材の充実をはかる。

(4) 事故・避難指示等の伝達・発信への対応

- ① UPZ圏内を中心として避難経路上の携帯電話圏外地域を解消する。また、正確な情報が地域住民に伝達されるよう防災無線の配備等、自治体の広報体制を強化するための措置を講ずる。

(5) 避難道路の安全確保

- ① 地震・津波災害等の自然災害との複合災害を想定し、避難道路の安全性の確保を着実に行う。また、避難道路の誘導にあたっては、避難住民に分かりやすくかつタイムリーな情報伝達が行われる方策を検討する。
- ② 避難道路は災害発生時、住民避難用バスや物資輸送用トラック、避難退域時検査場所に参集される医療スタッフ等がPAZおよびUPZ圏外から圏内に向かう際にも利用されることから、避難車両等と相対することによる混乱等を回避するための措置を講ずる。

(6) 原子力災害医療協力機関への対応

- ① 十分な初期被ばく医療が確保されるよう医療提供体制の検証を行い、実態に即した提供体制の構築および指定医療機関への機材配備や職員の知識普及をはじめとする人的、物的整備の充実をはかる。

(7) 原子力施設の規制基準と防災に関する情報の周知

- ① 原子力発電施設の立地地域毎に「地方情報センター(仮称)」を設置するなどして、原子力の規制基準や、防災計画・避難計画および原子力防災に関する情報を公開すると共に、地域住民の疑問に答え、不安の解消をはかる。
- ② 避難に関する住民の不安や疑問の解消をはかることや、放射線に対する正しい知識と理解を深め、効率的かつスムーズな避難ができるよう地域住民や地域事業者に原子力防災計画や避難計画の周知および防災の啓蒙をはかる。周知や啓蒙にあたっては多くの住民・事業者が参加できるように町内会単位での説明会の開催や開催日時の設定に留意するなど、関係自治体と緊密に連携する。

5. 幌延深地層研究所に係る協定・条例の遵守

(1) 幌延深地層研究センター事業に係る基本方針の堅持

- ① 幌延町、北海道、核燃料サイクル開発機構(現:日本原子力研究開発機構)による「研究実施区域に放射性廃棄物を持ち込まない」、「研究終了後は研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻す」、「研究実施区域を将来とも放射性廃棄物の最終処分場としない」と確認した「幌延町における深地層の研究に関する協定書」を遵守するとともに、北海道の「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を尊重し、北海道内のすべての自治体に対して、最終処分地の選定に向けた調査要請等はしないよう国に求める。
- ② 幌延深地層研究センターにおける研究の終了時期や終了後の埋め戻しに係る工程について、「第4期中長期目標」に定めるよう国に要請する。
- ③ 幌延深地層研究センターの「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」実施にあたり、以下の事項について日本原子力研究開発機構に求める。
 - イ) 延長期間が終了する2028年度に達した段階で確実に研究を終了し、三者協定に則って地上の研究施設の閉鎖および地下施設の埋め戻しに着手する。
 - ロ) 予め2028年度までの研究期間内で、研究終了後の埋め戻し方法や作業手順、期間等を定めた具体的工程を示す。
 - ハ) 研究の終了時期や終了後の埋め戻しに係る工程について、「第4期中長期計画」に明記する。
- ④ 幌延深地層研究センターにおける研究が、2028年度迄に終了することを前提として、幌延町を含めた圏域全体の産業振興や生活基盤の整備に向けた支援を強化する。

6. 炭鉱保安技術等の海外移転推進と石炭資源の有効活用

(1) 炭鉱保安技術等の海外移転推進に向けた取組の充実

- ① 国内の優れた炭鉱保安技術等を海外産炭国へ移転する研修事業について、政策的に推進し、我が国のエネルギー資源の確保に貢献できるよう、円滑な事業実施に配慮する。また、石炭採掘・保安に関する技術移転等事業に対し、2021年度以降の推進・継続及び事業実施に必要な予算措置等を講ずるとともに、対象国を拡大するよう国に求める。

- ② 対象国のニーズ等を踏まえ、従来の石炭採掘・保安・管理技術を中心とした研修に、坑内水の利用技術や環境対策技術など、新たな研修内容を加え、地元火力発電所と連携した研修として充実を図る。
- (2) 道内石炭資源の有効活用を視野に入れたクリーンコール技術開発の推進等
- ① 道内石炭資源の有効活用を視野に入れた、石炭ガス化燃料電池複合発電技術や、その過程から生成される二酸化炭素の分離回収技術などのクリーンコール技術の開発や実用化を推進する。また、地域において産出される地下石炭層の燃焼により生成されるガスや炭層メタンガスを産業分野や公共施設において電力、燃料として活用する取組など、エネルギーの地産地消につなげる取組への支援を行う。
- (3) 軽油取引税の課税免除措置の特例に代わる支援制度の創設等
- ① 現在、石炭採掘事業の事業場で使用する軽油は、2021年3月までの期限措置のもと軽油引取税の課税免除が講じられているが、国内炭を貴重な国産の一次エネルギーとして安定的に供給量を確保する必要がある中、海外炭との競合など、坑内掘炭鉱や露頭炭鉱をめぐる経営環境は厳しい状況にあることから、事業活動に影響が出ないように、軽油引取税の課税に関して必要な措置を講じるよう国に求める。

IV. 医療・介護、防災など道民生活の安全・安心の確保

1. 充実・安定した社会保障制度確立

(1) 財源の確保

- ① 社会保障費の見直し議論については財政健全化のなかにあっても、必要な社会保障サービスが利用でき、新型コロナウイルス感染症対策などを含め、すべての人の生活が保障されるよう必要な財源を確保する。
- ② 社会保障と税の一体改革による消費税増税分は、社会保障の充実・安定のために確実に措置する。

2. 新型コロナウイルス感染症対策の充実

(1) 医療・福祉・介護等のサービス提供体制の確保対策の強化

- ① 今後の感染拡大局面を見据え、保健所の機能強化をはかるとともに、検査体制の強化、治療薬等の開発促進、マスクや消毒薬、防護服等の生産・備蓄・流通に関する体制を整備するよう国に求める。さらに、医療をはじめ救急や社会機能の維持に不可欠な業務に携わる労働者に対し優先的に衛生資材等を提供する体制を確立し、財政支援を行う。
- ② 介護サービス事業者、障害者福祉サービス事業者、障害者福祉施設、保育所や児童養護施設等の児童福祉施設の児童および事業者、高齢者の「通いの場」や家庭的保育、ベビーシッター等の事業継続のための衛生資材の確実な供給（マスクや消毒液などの

供給ルートの確立、事業継続のための感染防止対策の徹底（動画配信）などを行う。

- ③ 子ども食堂について、メインの食事とならざるを得ない子どももいることから、感染防止対策を行った上で開所できるよう、衛生資材の提供や適切な衛生管理を行った上での実施を、積極的に勧奨する。
- ④ 感染症患者の受診や入院により病院経営が厳しいことから、医療機関への支援を行う。
- ⑤ 医師確保計画や外来医療計画について、新たな感染症対策も想定した見直しを進める。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症等への対応は継続性が求められることから、医療のみならず福祉・介護従事者の安全の確保とともに、介護従事者の安定的な確保のためにも報酬等の待遇改善をはかる。

（２）感染拡大防止対策の強化

- ① 新型コロナウイルス感染症の疑似症患者の一般外来と帰国者・接触者外来への確実・円滑な連携を行う。
- ② 生活困窮者の医療アクセス保障による感染拡大防止や、生活困窮者に対する医療扶助の迅速な適用を行う。
- ③ 医療的ケアを必要とする障がい児・者に対するマスクや消毒薬などの支援、在宅介護の介護者への援助を行う。
- ④ パパ・ママ学級等の中止に伴う妊娠・出産・育児の準備に関する個別ケアの実施や電話相談等の実施、乳児に対する感染対策に関する情報の提供を行う。
- ⑤ 家族や地域の支援が得られにくい高齢者や生活困窮者に対する相談支援について、自治体における周知を徹底する。
- ⑥ 技能実習生、特定技能労働者、留学生、旅行者など外国人への多言語対応を含む要配慮者への情報アクセシビリティの確保、地方自治体から住民への新型コロナウイルス感染症等に関する情報伝達手段の整備を促進すること。

（３）感染症拡大に伴うハラスメント等の防止

- ① 医療・福祉・介護従事者やその家族、新型コロナウイルスに感染した、あるいは感染が疑われる労働者に限らず、その同僚等に対するハラスメントや嫌がらせが起きている実態に鑑み、感染リスクが高い労働者等に対する第三者からの差別的な言動を抑止するため、本年６月施行のパワー・ハラスメントに関する雇用管理上の措置について事業主に対して対応を周知する。
- ② 自宅で長時間過ごすことを強いられるストレスなどで、女性や子どもに対する暴力につながる危険性が指摘されていることから、ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の増設などの対策を強化する。

3. 地域包括ケアシステムの構築

(1) 地域包括ケアの推進

- ① 北海道が市町村（各地域）ごとに地域包括ケアの現状と具体的な資源・課題（介護保険制度の地域支援事業である生活支援体制整備事業や在宅医療・介護連携推進事業等の内容、地域アセスメント等）を取りまとめて情報公開し、道民及び事業者、道内への移住希望者などへ広く周知するとともに課題共有と問題解決に向けて支援する。
- ② 住民一人ひとりの生活を支えていく視点から地域包括ケアを進めていくよう、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会の設置など地域における住宅政策を強化するとともに、医療・介護・福祉・住宅との連携による一体的な体制整備と政策展開をはかる。
- ③ 道内市町村（保険者）におけるICTを活用した医療・介護情報の共有シート及びネットワークの普及を一層推進し、医療機関や介護事業者の参加拡大、さらに二次・三次医療圏への拡大をはかる。

(2) 安心の介護提供体制の確立と介護人材の確保

- ① 介護業務の標準化・定型化、ICT化に向けた取り組みをさらに促進し、職員の負担軽減をはかり、効果的で効率的な事業提供につなげる。またICTの導入にあたっては、事務の入力作業など業務の簡易化に資するものとなるようICT機器の情報収集とその提供、検証に努める。
- ② 介護ロボット機器の導入・普及、遠隔医療など医療分野におけるICTの利活用について、医療と介護の安全性と安定的・効果的な供給を前提に、引き続き各種制度の整備、支援を促進する。
- ③ 介護予防訪問事業と介護予防通所事業が新しい介護予防・日常生活支援総合事業として地域支援事業に移行したが、全国的に多くの市町村で事業者が撤退している状況や今後の動向にも留意し、介護サービスの格差が生じないように、必要な措置を講ずる。
- ④ 訪問介護の生活援助サービスの利用基準については、低年金・低所得高齢者が必要な介護保険サービス利用を利用負担額によって抑制されないことがないように、実態調査を行い、必要に応じて対策を実施する。
- ⑤ 2018年4月施行の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において盛り込まれた、保険者機能強化としての財政的インセンティブは、地域間格差の拡大や要介護認定の意図的抑制が起こらないよう実施・検証する。
- ⑥ 他業種と比較して低い賃金の向上、労働環境の整備、特に高校生等の若者に対する介護職のイメージアップ、資格取得に向けた支援策を一層講ずるとともに、合同入職式など企業を超えた介護職員のつながりを深める取り組みなどを実施・支援し、介護人材の確保、職場への定着促進をはかる。
- ⑦ EIPA介護福祉士、技能実習生、特定技能外国人の受け入れを進める際には、適正な労働条件を確保することはもとより、就労面や生活面の環境整備を進める。
- ⑧ 介護労働安定センターの調査及び研究機能を一層高めるとともに、介護労働懇談会の活性化と有効活用をはかる。

(3) 住民本位の地域医療構想の実現と医療職場の環境改善

- ① 地域医療構想において二次医療圏ごとに調整会議で議論される具体的な医療提供体制整備にあたっては、地域住民や病院従事者などへ情報を公開するとともにその議論に参画できるようにする。
- ② 厚生労働省が求める「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等」については、地域医療構想調整会議において民間も含むすべての医療機関も対象とした議論となるよう支援する。加えて感染症のまん延を考慮した地域医療構想の再検討とその実現に向けて、医療機関の設置主体にかかわらず、被保険者や地域住民の意見を反映しつつ、すべての医療機関による協議を促進し、統廃合に伴う雇用問題が生じないように確実に対策を講ずる。
- ③ 各地域医療構想区域で地域・診療科ごとに偏在のない医療人材を確保するため、医師、看護師、コメディカルなどの処遇や勤務環境の改善を通じて人材の定着をはかる施策を拡充し、また、検証する。
- ④ 医師の働き方改革の具体化に向けて、医療勤務環境改善支援センターと医師会との連携をはかり、女性医師が働きやすい環境の整備や医療人材の確保などに留意し、職場の実態を踏まえた取り組みを支援する。

4. 安心社会を実現する地域づくり

(1) 共生社会の実現

- ① 社会福祉法改正に伴う市町村の包括的な支援体制の整備については、地域実態に合った生活圏域にコミュニティソーシャルワーカーを配置するなどして地域及び住民の課題と支援ニーズを把握し、各種制度間の連携・調整を実施の上、困りごとを抱える住民に対するアウトリーチ型支援を着実に推進する。国及び道はこうした内容を含む市町村地域福祉計画の策定促進をはかるとともに財政的支援を行う。
- ② 障害者差別解消法にもとづき定められた基本方針に即して、2016年4月に作成した北海道の「地方公共団体等職員が対応するために必要な要領」について、各市町村でも取り組みが進むよう引き続き働きかける。
- ③ 障がい者差別解消にあたり、相談窓口の明確化や障害者差別解消支援地域協議会設置について、すべての市町村で設置されるよう働きかける。
- ④ 2018年4月からの新たな法定雇用率が設定されたことを踏まえ、障がい者の実雇用率の向上にむけた就労支援策を強化し、障がい特性などに応じた雇用の場の確保、賃金・労働環境の整備をはかる。
- ⑤ 精神障がい者の地域移行については、退院・退所後の円滑な地域生活を保障するため、住まいの確保や相談・早期支援体制の確立ならびに自立に向けた就労支援を行う。
- ⑥ 障害者虐待防止法や高齢者虐待防止法に基づく福祉労働者への職員研修の充実、また、その支援をはかる。
- ⑦ 児童虐待の防止、被害児童の早期発見と安全確保に向けて、オレンジリボン運動や児童相談所全国共通ダイヤル(189)の周知促進などの住民啓発、要保護児童対策地

域協議会の活用による関係機関の連携強化、児童相談所における職員配置と育成の充実をはかる。また、児童相談所における一時保護所の体制強化や里親の支援・育成を推進する。

(2) 生活困窮者の自立支援、子どもの貧困解消、ひとり親支援

- ① 生活困窮者自立支援法の改正に伴い、各町村においても相談窓口を設けるよう積極的に支援する。また、道においては市町村職員への研修、市域を超えたネットワークづくりへの支援事業を一層促進する。
- ② 要件緩和とインセンティブ加算が措置された就労準備支援事業、日常生活支援が追加された一時生活支援事業、補助率が引き上げられた家計相談事業、生活支援が付加された「子どもの学習・生活支援事業」など、生活困窮者の自立促進に必要な任意事業について、積極的に実施する。特に子どもの学習・生活支援事業はニーズを把握し、希望者全員が受けられるようにする。
- ③ 子どもの貧困対策を実施する人員・体制を強化し、北海道における「子どもの生活実態調査」結果から得られた課題を着実に施策に反映させる。スクールソーシャルワーカーなどをさらに拡充する。食品ロス削減推進法の主旨も踏まえたフードバンク事業の実施・推進と道内ネットワークを構築し、こうした取り組みを通じて困りごとを抱える家庭・子どもの把握につなげアウトリーチ型支援を行う。
- ④ 就学援助制度における準要保護者の対象水準の引き下げを行わず同制度を維持・拡充する。また、金銭的理由で部活動に参加できない子どもがいることなど、北海道における「子どもの生活実態調査」結果を踏まえ、就学援助制度の内容及び活用のあり方や必要な支援策について検討する。さらに、給付型奨学金制度など経済支援を含めた必要な支援を積極的に展開し、子どもに対する教育の機会均等を保障する。
- ⑤ ひとり親支援の相談窓口の周知徹底と働くひとり親のニーズに応じた窓口開設時間（土・日、休日）の検討を行う。また、当事者にわかりやすい制度・支援策の内容周知と申請手続きの工夫に努めるとともに、相談対応者は各制度・支援策の所管が異なることを踏まえて、総合的なサポートを実施する。さらに、企業との連携を深め、企業によるひとり親支援への対応ツール作成などを実施する。

(3) 自殺防止対策の拡充

- ① 第3期「北海道自殺対策行動計画」にもとづき、より実践的で具体的な対策を推進する。特に重点的に取り組むとしている若年層の自殺対策については、中学校や高等学校など学校と自殺防止に取り組む民間団体や教育関係機関との連携を強化し、「自殺予防ゲートキーパー研修」や「SOSの出し方教育」、相談窓口の周知を推進する。また、職場における過労自殺の根絶に向け、「北海道職業病対策懇談会」等の機会を通じて企業労使との連携した取り組みを具体化する。
- ② 道立精神保健福祉センター内に設置されている「北海道地域自殺対策推進センター」の体制を拡充するとともに、道内各市町村における「自殺対策計画」の策定に向けて

積極支援する。

(4) 過疎化・高齢化への対応

- ① 限界集落や過疎地域への対策については、北海道におけるこれまでの取り組みを生かし、引き続き、諸問題の把握、解決に向けて支援をはかる。
- ② 誰もが医療・介護、各種行政サービス等を受けられ、買い物ができるよう、地域の実態を調査し、低所得の高齢者や経済的・交通的弱者のための「福祉灯油」制度、除雪や買い物支援などについて、市町村への財政支援を引き続き維持・強化する。

5. 災害に強いまちづくりと消防体制の強化

(1) 総合的な防災・減災対策の推進

- ① 2020年度迄となっている「北海道耐震改修促進計画」にもとづいて耐震化の進捗状況を検証するとともに、目標の完全達成に向けて、市町村における耐震診断や耐震改修事業費補助金制度の拡充や創設を支援する。
- ② 公共施設や宿泊施設など災害時のシェルターとなるスペースや施設において、非常用電源等設備の設置を促進する。
- ③ 自然災害等による停電の長期化に備えて、太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーを活用した自立送電網の構築に向けて、コストや技術的課題を克服できるよう支援する。
- ④ 道内の中小企業や医療機関、福祉施設等における災害時や新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大への対応力を高めるため、事業継続計画（BCP）の策定・運用・見直しに向けた技術的支援を行うとともに、策定されたBCPの実践に必要な設備・物品の購入、設置にかかる費用を助成する。
- ⑤ 学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす場であるとともに、非常時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たしている施設も多いことから、耐震化や大規模改修のための予算措置を拡充する。

(2) 防災ネットワークの構築と災害時における要配慮者支援

- ① 住民への迅速な情報伝達が行われるよう、防災行政無線のデジタル化などの更新や戸別受信機の設置拡大に向けて市町村を支援する。
- ② 改正水防法により義務づけられた、病院や高齢者、障がい者、保育所等の施設における避難確保計画の作成や訓練の実施を支援する。
- ③ 災害時における避難所の整備・運営にあたっては、内閣府の「避難所運営ガイドライン」を踏まえるとともに、高齢・障がい者、妊婦、乳幼児など要配慮者に加え女性への細やかな支援ができる避難所運営となるよう、様々な視点や意見を活かした事前の検討・準備を行う。
- ④ 被災地や避難所における感染症疾患の拡大を防止する観点から、医療分野での感染症抑制の知見や経験をもとにした予防措置を講ずるよう、市町村に対して人的・物的・

財政的な支援を行う。また、感染症対策を加えた改訂「北海道版避難所マニュアル」をもとに「市町村版マニュアル」の策定を促す。

- ⑤ 「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を踏まえ、平時から応援・受援に向けた体制を整備するよう、市町村の受援計画策定を支援する。

(3) 消防体制の強化に向けた労働条件の整備、財政支援の拡充

- ① 救急救命士の生涯教育制度や救命処置拡大は救命士の資質向上に重要なものであるが、これらに必要な病院実習に伴う人員不足には各消防本部が苦慮している状況である。実習を受け入れる医療機関の対応によりその期間が大きく異なり、消防本部のみでは解決できない状態である。北海道という広大な地域に必要な病院実習を効率よく継続していくためには、消防本部、地域メディカルコントロール協議会、医療機関が認識をともにすることが必要であることから、関係機関へ一層の働きかけを行う。また、救急車の適正利用の推進のため、転院搬送における救急車の適正利用のための合意形成についても引き続き働きかける。
- ② 大規模災害発生時には消防庁長官の指示または求めにより全国の緊急消防援助隊が出動するが、部隊活動に必要な経費については消防庁長官の指示で出動した場合のみ国が補助することとされている。さらに、その経費の支給方法についても、各市町村の条例等を根拠に支給することとされているため、同一現場で活動する緊急消防援助隊でありながら活動に対する評価・手当等に大きな差が生じている。緊急消防援助隊が活動する現場はまさに特殊で過酷な現場であり、活動する隊員の負担は大きいものであることから、消防庁長官の指示・求めを問わずすべて国が経費を補助するべきである。その補助の具体的な内容や金額についても国が定めるか若しくは緊急消防援助隊の活動手当準則等を市町村に示すなどし、活動隊員に対する手当等の格差を早期に是正する。
- ③ 北海道内の各消防本部における消防力の整備指針の人員充足率が低い状況にあることから、引き続き整備率が向上するよう国へ働きかける。
- ④ 平成 15 年 11 月 11 日付け消防消第 206 号「消防職員の勤務時間等の適正な管理と運用について」（以下 206 号通知という）が通知されているが、この通知はもとより労働基準法に抵触するような劣悪な勤務実態の消防職場が未だにある。消防職員は住民を守る責任があり、それに対し強い使命感を持って仕事をしているが、時間外手当の削減を理由に不当な休憩時間の繰り上げ、繰り下げを恒常的に行っている消防職場がある。また小規模消防職場にあっては、未だに恒常的な宿日直勤務・自宅待機・休日の外出制限を強いられている場合もある。消防職員のワーク・ライフ・バランスの実現にむけ、これらの劣悪な勤務実態の調査を行い、206 号通知や労基法に抵触するような消防本部に対し、関係法令を遵守させ、適切な労務管理を徹底させるよう働きかける。また 206 号通知についても、通知されてから既に 15 年以上が経過しており、消防職員の勤務実態について再検証することを国へ働きかける。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策について、現場で従事している消防職員の感染防止

策及び、手当を含めた各種労働条件を整備し、自治体に対しても対応の徹底をはかる。

V. 地方分権の推進と地方行政の確立

1. 地方行財政の確立

(1) 地方財政制度と地方交付税

① 地方財政の確立に向け、以下の事項について国に求める。

- イ) 社会保障、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかる。とりわけ子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保および地方財政措置を的確に行う。
- ロ) 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善にむけて、本来の法の主旨に基づく所要額の調査を行い、確実にその財源を確保する。
- ハ) 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定（トップランナー方式）」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止にむけ検討する。
- ニ) 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保する。
- ホ) 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直す。
- ヘ) 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行う。また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかる。
- ト) 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講ずる。
- チ) 2020年度の地方財政計画では依然として4兆5000億円強と前年度を越える規模の財源不足が生じていることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立する。

(2) 地方行財政改革の推進

- ① 北海道における「行財政運営方針」（後半期（H30-R2）の取組）の推進にあたっては、職員の業務軽減、時間外勤務の縮減など労働環境整備、課題把握能力や企画立案能力の向上、道民サービスの向上に資するものとし、随時その効果を把握・検証しながら取り組む取り組み、次期の運営方針策定に反映させる。また、行財政運営状況について道民にわかりやすい情報公開をより一層進める。

VI. 教育環境の整備と将来を担う次世代教育の充実

1. 教育機会の確保と教育予算の充実

(1) 教育の充実

- ① 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とする。また義務教育費国庫負担制度の堅持と、当面、義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元することについて、国に求める。
- ② 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改訂する。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施する。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかる。
- ③ 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行う。とりわけ修学旅行費については、近年の宿泊費など旅行単価の高額化や消費税増税に対応した措置を検討する。
- ④ 子どもの食のセーフティネットの観点から、義務教育での学校給食の完全実施を行う。
- ⑤ 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行う。
- ⑥ 学校等において、ワークルールの知識等、働く際に必要な力をつける労働教育及び民主的な社会の形成者を育むための主権者教育のカリキュラム化を推進する。
- ⑦ 深刻化している教職員の欠員不補充を早急に解消する。また、新型コロナウイルス感染症対策として分散登校の基準となっている1学級20人の少人数指導に向けて教職員の増員を進める。そのため、障壁となっている教員免許更新制を廃止する。
- ⑧ 道は、高校の募集停止となった地域における影響を検証し、「これからの高校づくりに関する指針」について社会政策的な視点から、「望ましい学校規模を1学年4～8学級」とする考え方を抜本的に見直す。
- ⑨ 新教育委員会制度については、政治的中立性、継続性、安定性を堅持する。
- ⑩ 道は、学校・地域を序列化する全国学力調査の結果公表は行わない。
- ⑪ 教職員の勤務条件の改善は、教育条件整備の喫緊の重要課題であることから、教職員の慢性的な超過勤務を解消するため、「給特法・条例」の廃止・抜本的見直しを行う。当面、「給特法・条例」の下にあっては、休憩時間や持ち帰りなどの残業時間を確実に把握し「上限方針」について早急に検証するとともに、学校現場の実態・要求にもとづく実効ある超過勤務解消策を講ずる。また、一方的に教員に「1年単位の変形労働時間制」を導入しない。

(2) 教育の保障

- ① 高校授業料無償化の所得制限を撤廃し、高校生・大学生向け給付型奨学金制度を拡

充するとともに、利息付貸与型奨学金の返済時負担軽減のため、利率の大幅引き下げや利子補填を行う。また、新型コロナウイルス感染症による経済的理由で就学困難な学生への学費補償を行う。

- ② 共生社会の実現をめざして、学校教育における合理的配慮を進めるとともに、共学に向けて、全ての子どもに普通学級への通学を保障するため、教育支援委員会制度の廃止と学籍一元化をはかる。
- ③ 国旗・国歌の掲揚・斉唱の強要は、教育現場になじむものではないことから、子どもに対して強制することや、教職員に職務命令をもって強要しない。
- ④ 「9月入学・始業」については、十分な検証・議論が必要であることから、当面、新型コロナウイルス感染症対策として子どもたちの学びの保障および学校体制整備を最優先する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症によって生じた大幅な未履修範囲については、単に授業時数増や長期休業期間の短縮等による詰め込み教育で解決することなく、標準授業時数の弾力的な運用など長期的な視点に立ち、各校にある教育課程編成権を尊重し回復する。
- ⑥ 全ての子どもたちが平等に教育を受けられるよう、オンライン授業に係る機器の充実や、通信環境を整えることとし、継続的な財政措置を講じる。

(3) 公立小学校・中学校の統廃合と地域づくり

- ① 文科省が2015(H27)年1月に示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に係る、道内の公立小学校・中学校の統廃合については、以下の点を踏まえ慎重に対応する。
 - イ) 小中学校の統廃合は、財政の論理で行うべきものではなく、教育・福祉・防災などまちづくりとの関わりを念頭に、学校が地域にあることの意義、統廃合による弊害などを十分考慮する。
 - ロ) 小中学校の統廃合に当たっては、学校・保護者・地域の声を十分に踏まえ、子どもの教育の観点と同時に、学校が地域のコミュニティの拠点としての役割を果たしているとの視点から慎重な検討を行う。
 - ハ) 小規模校の教育の充実のため、免許外担当教員解消に向けた定数配置と複式学級解消に向けた定数配置を行う。

(4) 公立夜間中学の設置

- ① 札幌市において2022年4月開校予定の公立夜間中学については、学習者の幅広い多様な要望に応えるため、十分な教員数を確保するとともに、少人数教室や柔軟な教育課程の編成、ゆとりある就学年数を実現する。また、多目的トイレやエレベーター等の設備整備、就学援助、給食の実施、養護教員の配置など、通学保障と学びの環境を整備する。
- ② 札幌市での開設に加えて、旭川市においてもセンター校の役割を担う公立夜間中学

校を設置するよう、当該市や自主夜間中学校と連携のうえ早急に検討に着手する。

2. 私立高等学校への経費助成

(1) 私学に対する財政措置の強化・充実

- ① 私立高校における「高等学校等就学支援金」の所得制限を撤廃するよう国に求める。
- ② 私学に対する授業料軽減補助や給付型奨学金制度を拡充する。
- ③ 私学に対する財源措置を強化・充実する。とりわけ私立学校等管理運営対策費補助金における北海道単独措置額を増額する。また、私立学校の耐震化率 100%実現に向けて、財政措置等の必要な支援を継続して行う。

Ⅶ. 軍縮と国際平和をめざす対外政策の推進

1. 北方領土返還運動の推進

(1) 「北方領土隣接地域振興計画」の推進と返還交渉の強化

- ① 2018(H30)年度を始期とする「第8期北方隣接地域計画(～2022年度)」については、これまでの6項目の重点施策の他、四島交流の拠点機能の強化を展望した、ア)産業振興と雇用の確保、イ)交通情報の整備、ウ)教育・文化環境の整備、エ)医療体制の確立、オ)国及び道による財源保障について、関係自治体との連携のもと、具体的かつ実効ある施策を推進する。
- ② 「新たなアプローチ」にもとづく北方領土での共同経済活動については、関係者の理解と合意を得て取り組み、北方領土返還交渉を前進させものとする。
- ③ 道は政府と連携し、北方領土返還に向けたロシアとの交渉を促進するよう、国民・道民運動を強化し、進展させるとともに、サハリン州との文化的・経済的交流をさらに促進する。

2. 軍縮と平和外交の推進

(1) 平和を守る取り組みの推進

- ① 「武器輸出三原則」に代わり新たに閣議決定された「防衛装備移転三原則」は、輸出先国から紛争当事国への武器流出など、武力による紛争を助長し国際関係の緊張を高める恐れがあることから、武器輸出については憲法に則り、これまでと同様の取り扱いとするよう国に求める。

3. 米軍の移転演習と日米共同訓練の規模縮小

(1) 地域住民の安心・安全の確保

- ① 日米地位協定の抜本的見直しをはかるとともに、在日米軍基地の整理縮小にむけた取り組みを推進するよう国に求める。また、基地の縮小、整理に際し、基地で働く労働者の雇用・生活に配慮する。
- ② 矢臼別における在沖縄海兵隊による移転実弾演習は、決して沖縄の負担軽減につな

がらず、むしろ基地の拡大・固定化であり、危険を分散させるなど、地域住民の生命や安らかな生活を脅かすものであることから中止するよう求める。加えて、米軍による道内へのいかなる移転訓練においても、墜落事故などの危険性が指摘されるオスプレイを配備しないよう国に求める。

- ③ 米軍再編に伴う戦闘機の千歳基地移転訓練は、小規模な「タイプⅠ」から大規模な「タイプⅡ」に拡大しており、爆音・騒音被害、墜落事故に対する不安など、平和を求める多くの道民の願いを踏みにじるものであることから、訓練はただちにとりやめるよう国に求める。
- ④ 「親善及び友好」を口実とした度重なる米艦船の北海道内の入港は、北海道における民間港の軍事的利用を常態化させている。「日米地位協定5条」は、通告だけで自由に入港できるとの定めはなく、港湾管理権の判断・権限であることを明確にする。また、「日米地位協定」等を口実に入港許可を求めてきた場合、核兵器不搭載の証明を文書で求めるよう国に要請する。
- ⑤ 日米共同訓練については、北海道の平和と軍縮を進める立場及び北方領土問題の解決を強く願う立場からも規模縮小を国に求める。
- ⑥ 騒音と墜落事故などの危険性が指摘されるオスプレイを配備しないよう国に求める。

VIII. 人権を守る運動の推進と国民の権利保障

1. アイヌ政策の拡充と推進

(1) アイヌ民族の文化・伝統の継承と生活向上

- ① 市町村のアイヌ施策推進地域計画にもとづく交付金事業については、事業の透明性が確保されるとともに、アイヌ民族当事者の意思や合意が尊重され、先住民族としての文化と権利の回復に資するよう支援する。
- ② 2021年度から始まる道の「新たな推進方策」の具体化にあたっては、アイヌ民族の文化、歴史と現状、ならびに諸外国の先住民族政策等に対する道民理解を促進するよう、様々な場面でアイヌ民族との交流や学習機会を設けると共に、総合的な施策の推進に向けて必要な財源を措置する。

2. 北朝鮮による拉致問題の早期解決

(1) 北朝鮮拉致被害者の救済

- ① 拉致の疑いのある方々の調査と事実確認の徹底など、拉致問題の早期解決に向けて一層取り組む。

3. 人権の尊重と表現の自由

(1) 人権の尊重と表現の自由

- ① 国、道は基本的人権を尊重し、憲法が規定する表現の自由を不当に侵害することがないように、徹底して保障する。

- ② SNS（ソーシャルネットサービス）上でのいわれのない個人攻撃や、労働運動および労働組合への法外な誹謗中傷は、犯罪行為として取り締まるべく、取り組みを強化する。

4. 投票しやすい環境の整備

(1) 共通投票所の設置促進

- ① 投票者の利便性を確保する観点から、市町村が設置する投票所（期日前投票を含む）を頻繁に人の往来がある施設に設置するよう促す。また、共通投票所の設置の拡大ならびに期日前投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの公募を検討する。さらに、投票所において参着証明書や投票済証の積極的な発行を市町村に促す。

以 上

新型コロナウイルス感染症に関連した要望事項 (連合北海道 2021 年度道政に対する「要求と提言」からの抜粋)

I. 雇用の安定・創出と公正な労働条件の確保

1. 雇用の安定・創出と「働き方改革」の推進

(2) 若者・女性・高齢者の就労支援

- ③ 来春卒業する高校生の就職先確保について、求人の新規確保や拡大への支援体制を構築するとともに、授業の遅れを取り戻すために就職試験対策に十分な時間を確保できない生徒がいることを考慮し、面接試験などでの十分な配慮や対応について、業界団体・企業へ働きかける。

2. 新型コロナウイルス感染症に関連した雇用・労働対策の強化

(1) 雇用維持の支援

- ① 雇用調整助成金などの各種助成金について、周知を徹底するとともに申請手続きの簡素化および交付の早期化をはかる。
- ② 会社の都合により休業の指示や勤務時間短縮がされた場合、欠勤で休むことなく、さらには契約解除、解雇を助成金の活用により、回避するよう事業主に対し指導する。合わせて、雇用を維持するために労働者を解雇しない場合の事業主負担を軽減する。

(2) すべての労働者の雇用の安定

- ① 不合理な解雇や雇い止め等の発生を防止するため、関連する労働関係法令を周知する。やむを得ず解雇を検討する場合にも、使用者による最大限の解雇回避努力や労働組合との協議等、整理解雇の4要件に照らして厳格に判断すべきものであることを周知徹底するとともに、不適正な事案に対しては速やかかつ厳正に対処する。
- ② 緊急事態宣言等を受けて事業を休止する場合は、在宅勤務等の方法により労働者の休業を回避する努力が尽くされるべきである旨、事業主に周知する。やむを得ず休業させる場合でも、労働基準法にもとづく休業手当の支払い義務が一律になくなるものではないことを周知し、監督指導を徹底する。
- ③ 派遣労働者の雇用の維持・確保のため、派遣先との労働者派遣契約が解除される場合でも、安易に解雇せず、派遣元事業主として、派遣先と連携し、新たな就業機会の確保を図るよう周知徹底する。新たな就業機会が確保できない場合でも、雇用調整助成金の積極的活用などにより雇用維持をはかるよう促す。
- ④ 技能実習生を含む外国人労働者および、外国人労働者を雇用する事業主に対し、外国人労働者も雇用調整助成金の支給対象であることを周知するとともに、事業活動の縮小等により、やむを得ず休業する場合には、雇用調整助成金を活用し、雇用を維持するよう求める。
- ⑤ 技能実習生は在留期間に限りのある有期労働契約により雇用されている者であり、解雇に関しては通常の労働者よりその有効性が厳しく判断されることを周知するとと

もに、安易な解雇や強制帰国に対して厳正に対処する。

- ⑥ 外国人労働者に対する新型コロナウイルス感染症にかかる情報提供については、やさしい日本語をはじめ多言語による最新情報の提供を徹底する。

(3) 雇用のセーフティネットの強化

- ① 雇用保険における基本手当について、特例的に特定受給資格者および一部の特定理由離職者の法定賃金日額・所定給付日数・給付率の引き上げを行うとともに、雇用保険への国庫負担割合を引き上げるよう国に求める。
- ② 雇用保険の失業手当について、一般受給資格者の給付制限期間を特例的に短縮するとともに、「離職日からさかのぼった2年間の被保険者期間が12ヶ月以上ある」とする要件を特例的に緩和するよう、国に求める。
- ③ 労働者を退職させ失業手当を受けつつ、後日再雇用するといった雇用保険の趣旨を逸脱した事例を未然に防ぐ措置を講ずる。

(4) 労働時間・安全衛生

- ① 事業場における感染症の蔓延防止は事業者の安全配慮義務であり、3密（密閉、密集、密接）の回避、安全衛生教育やテレワーク・在宅勤務の実施など、蔓延防止に必要な措置は事業者が率先して対応するよう周知・広報する。
- ② 妊娠中の女性労働者に対しては、母性健康管理措置の指針に沿って、出勤の制限（在宅勤務や休業）等の必要な措置を講ずる。
- ③ 医療をはじめ社会機能の維持に不可欠な業務に携わる労働者の感染防止および事業場での蔓延防止の観点から、マスクや消毒液などの優先購入や非常時のバックアップ体制に対する支援を強化する。
- ④ 労災認定については、感染リスクを承知で働かざるを得ない労働者を保護する観点から、特例的に指定公共機関などで就労する労働者が新型コロナウイルス感染症に罹患した結果、死亡または後遺症が残った場合に、感染経路が証明できないことを理由に不支給としないよう、国に求める。
- ⑤ 特例的にホテル等宿泊施設を新型コロナウイルス罹患者の療養施設として活用する際は、その事業者に感染症に関する十分な知見がないことも想定されるため、感染防止など労働者に対する安全衛生教育については、感染症蔓延防止の観点から事前に「国・地方公共団体・病院関係者による教育・指導」を十分に実施する。
- ⑥ 妊婦や産まれてくる子どもはもちろん、医療従事者を守るための手立てを講ずる。
- ⑦ 消費者と接する事業主が、消費者とのトラブルを防止しながら、有効に感染対策を実施できるよう、「新しい生活様式」とともに消費者と接する業種の「業種別ガイドライン」(※)について、テレビCMなどを利用し、広く市民に広報する。出勤者削減のため、専門家の派遣などテレワークの促進に向け助成を行う。

※業種別ガイドライン：各省庁が作成した業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防のガイドライン

Ⅱ. 地域の活性化と地場産業の振興

2. 地域経済の活性化と中小企業の振興

(2) 地域経済の中核を占める中小企業の振興と勤労者の福祉向上

- ① 商工会議所・商工会に対して改正小規模事業法に基づく「事業継続力強化支援計画」の策定を促すとともに、BCPの策定にあたっては、新型コロナウイルスなど感染症対策も含めた内容となるよう支援する。

(3) 「新型コロナウイルス感染症対策」等におけるサプライチェーン全体の維持・確保

- ① 新型コロナウイルス感染症等により経営の安定に支障が生じているすべての中小零細企業に対し、無利子の資金を貸し付けるなど、思い切った支援策を速やかに実施する。
- ② 下請事業者の経営環境維持のため、親事業者に対し以下の点を働きかける。
 - ・新型コロナウイルス感染症等による業績悪化を理由として取引停止や通常支払われる取引価格の切り下げなどを行わない。
 - ・下請け事業者の資金繰りに支障が生じないように、物品の代金等について現金による速やかな支払いを行う。
 - ・需要回復時に、短納期や無理な仕様変更など、下請け事業者へのしわ寄せを行わない。
 - ・下請け事業者が、人材確保・定着、生産性向上のために賃上げを始めとする労働条件の改善を行ったことを理由に、取引条件の不当な引き下げを行わない。また、下請け事業者の労務費増加分を取引価格に適正に反映させる。

3. 地域を支える道内農林水産業の振興

(1) 北海道農業の振興・発展

- ① 新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進にあたっては、食料自給率の向上と農業者の経営安定に向けた戸別所得補償制度の復活・法制化、担い手の育成・確保、良質で安全な道産農畜産物の生産振興と需要拡大に取り組むなど、新型コロナウイルス感染症による長期的な影響に対応する施策の具体化をはかるよう国に求める。
- ② 次期「北海道農業・農村振興推進計画」の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大による影響の長期化を見据え、本道農業が国内における食料供給基地としての役割を高めるよう、新規就農者の育成・確保と農業法人の円滑な継承、高付加価値農業の推進等を一層促進するものとする。併せて、北海道「種子条例」を適切に運用し、主要農産物の優良な種子を安定的に供給するよう体制の確立・強化をはかる。

(2) 森林資源の育成と地域林業の活性化

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、輸出用の丸太や梱包材等の停滞が余儀なくされ、今後、木材価格の下落など、道内全体の林業・木材関連産業への影響が

懸念されることから、木材需要の安定化に向けた総合的な対策を行う。

5. 北海道の観光産業の振興

(1) 新型コロナウイルス感染症からの回復支援

- ① 観光産業に働く人の雇用の確保と労働条件を維持するため、感染症対策の徹底を支援するとともに、段階的に移動可能な圏域などを広げながら、観光立国実現を推進する。
- ② 大規模イベントの再開に際し、主催者判断には限界があることから、政府はリスクの判断を地域や事業者任せとせず、公表された数値等による科学的な根拠にもとづき具体的なガイドラインを示すよう国に求める。

(2) 観光人材の確保・育成と観光施策の推進

- ① 観光産業が本格稼働するまでの間、業界を支える重要な人材である派遣添乗員や通訳ガイドなどの人材が、技能や特性を活かせるよう、他業種での就労や副業などの場をマッチングする。
- ② 派遣添乗員や宿泊業等に従事する観光人材が、語学や接客などのスキルをブラッシュアップできるよう、職業訓練や能力開発のメニューを拡充する。
- ③ 地域の観光振興に寄与できるよう、地域間の交流を軸とした地域観光の掘り起こしや、オール北海道としての体験型観光や周遊ルートを打ち出せるよう、民間業者を活用した公募事業等を企画立案し、観光立国推進を後押しする。
- ④ 宿泊業界の商習慣を見直し、宿泊施設側に瑕疵がない場合のキャンセルについては、規定のキャンセル料を徴収できるよう、業界での取り組みを推進する。

6. 人流・物流を支え地域の足を守る交通・運輸政策の推進

(5) JR北海道の鉄道事業見直しと経営支援

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、利用者の激減による大幅な収入の減少に直面していることから、下記の措置を講ずるよう国に求める。
 - イ) 2020年度の固定資産税の免除
 - ロ) 2020年度の新千歳空港使用料の免除
 - ハ) 国からの借入金（無利子貸与支援）に対する返済猶予
- ニ) 2018年7月の国土交通大臣より受領した「監督命令」にもとづく、経営基盤の強化に向けた無利子貸与支援の助成金化
- ホ) 休校要請にもとづく、通学定期の払い戻しに対する救済
- ヘ) GO TOキャンペーンを活用した道内・各地域への鉄道利用につながる周遊・誘客・道内観光の需要喚起に向けた支援
- ト) 高速道路無料化など特定の交通モードのみが対象にならないよう、鉄道需要の回復につながる交通モード間のイコールフットINGの確保

Ⅲ. 北海道の資源を活かしたエネルギー・環境政策の推進

4. 実効ある原子力防災計画と避難計画及び原子力防災訓練の強化・充実

(1) 自治体における原子力防災計画と医療機関・福祉施設を含めた避難計画の実効性の検証と確保

- ④ 今般の新型コロナウイルス感染拡大を踏まえると、感染症流行下において原子力災害が発生した場合、感染拡大や予防対策を十分に考慮した上で、避難や屋内退避等の防護措置を行うことになるが、「泊地域の緊急時対応」や自治体における「原子力防災計画」等に各種防護措置の具体化を明記するとともに、原子力防災訓練に感染症対応を取り入れ、その実効性を検証する。

Ⅳ. 医療・介護、防災など道民生活の安全・安心の確保

1. 充実・安定した社会保障制度確立

(1) 財源の確保

- ① 社会保障費の見直し議論については財政健全化のなかにあっても、必要な社会保障サービスが利用でき、新型コロナウイルス感染症対策などを含め、すべての人の生活が保障されるよう必要な財源を確保する。

2. 新型コロナウイルス感染症対策の充実

(1) 医療・福祉・介護等のサービス提供体制の確保対策の強化

- ① 今後の感染拡大局面を見据え、保健所の機能強化をはかるとともに、検査体制の強化、治療薬等の開発促進、マスクや消毒薬、防護服等の生産・備蓄・流通に関する体制を整備するよう国に求める。さらに、医療をはじめ救急や社会機能の維持に不可欠な業務に携わる労働者に対し優先的に衛生資材等を提供する体制を確立し、財政支援を行う。
- ② 介護サービス事業者、障害者福祉サービス事業者、障害者福祉施設、保育所や児童養護施設等の児童福祉施設の児童および事業者、高齢者の「通いの場」や家庭的保育、ベビーシッター等の事業継続のための衛生資材の確実な供給（マスクや消毒液などの供給ルートの確立、事業継続のための感染防止対策の徹底（動画配信））などを行う。
- ③ 子ども食堂について、メインの食事とならざるを得ない子どももいることから、感染防止対策を行った上で開所できるよう、衛生資材の提供や適切な衛生管理を行った上での実施を、積極的に勧奨する。
- ④ 感染症患者の受診や入院により病院経営が厳しいことから、医療機関への支援を行う。
- ⑤ 医師確保計画や外来医療計画について、新たな感染症対策も想定した見直しを進める。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症等への対応は継続性が求められることから、医療のみな

らず福祉・介護従事者の安全の確保とともに、介護従事者の安定的な確保のためにも報酬等の待遇改善をはかる。

(2) 感染拡大防止対策の強化

- ① 新型コロナウイルス感染症の疑似症患者の一般外来と帰国者・接触者外来への確実・円滑な連携を行う。
- ② 生活困窮者の医療アクセス保障による感染拡大防止や、生活困窮者に対する医療扶助の迅速な適用を行う。
- ③ 医療的ケアを必要とする障がい児・者に対するマスクや消毒薬などの支援、在宅介護の介護者への援助を行う。
- ④ パパ・ママ学級等の中止に伴う妊娠・出産・育児の準備に関する個別ケアの実施や電話相談等の実施、乳児に対する感染対策に関する情報の提供を行う。
- ⑤ 家族や地域の支援が得られにくい高齢者や生活困窮者に対する相談支援について、自治体における周知を徹底する。
- ⑥ 技能実習生、特定技能労働者、留学生、旅行者など外国人への多言語対応を含む要配慮者への情報アクセシビリティの確保、地方自治体から住民への新型コロナウイルス感染症等に関する情報伝達手段の整備を促進すること。

(3) 感染症拡大に伴うハラスメント等の防止

- ① 医療・福祉・介護従事者やその家族、新型コロナウイルスに感染した、あるいは感染が疑われる労働者に限らず、その同僚等に対するハラスメントや嫌がらせが起きている実態に鑑み、感染リスクが高い労働者等に対する第三者からの差別的な言動を抑止するため、本年6月施行のパワー・ハラスメントに関する雇用管理上の措置について事業主に対して対応を周知する。
- ② 自宅で長時間過ごすことを強いられるストレスなどで、女性や子どもに対する暴力につながる危険性が指摘されていることから、ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の増設などの対策を強化する。

3. 地域包括ケアシステムの構築

(3) 住民本位の地域医療構想の実現と医療職場の環境改善

- ② 厚生労働省が求める「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等」については、地域医療構想調整会議において民間も含むすべての医療機関も対象とした議論となるよう支援する。加えて感染症のまん延を考慮した地域医療構想の再検討とその実現に向けて、医療機関の設置主体にかかわらず、被保険者や地域住民の意見を反映しつつ、すべての医療機関による協議を促進し、統廃合に伴う雇用問題が生じないように確実に対策を講ずる。

5. 災害に強いまちづくりと消防体制の強化

(1) 総合的な防災・減災対策の推進

- ④ 道内の中小企業や医療機関、福祉施設等における災害時や新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大への対応力を高めるため、事業継続計画（BCP）の策定・運用・見直しに向けた技術的支援を行うとともに、策定されたBCPの実践に必要な設備・物品の購入、設置にかかる費用を助成する。

(2) 防災ネットワークの構築と災害時における要配慮者支援

- ④ 被災地や避難所における感染症疾患の拡大を防止する観点から、医療分野での感染症抑制の知見や経験をもとにした予防措置を講ずるよう、市町村に対して人的・物的・財政的な支援を行う。また、感染症対策を加えた改訂「北海道版避難所マニュアル」をもとに「市町村版マニュアル」の策定を促す。

(3) 消防体制の強化に向けた労働条件の整備、財政支援の拡充

- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策について、現場で従事している消防職員の感染防止策及び、手当を含めた各種労働条件を整備し、自治体に対しても対応の徹底をはかる。

V. 地方分権の推進と地方行政の確立

1. 地方行財政の確立

(1) 地方財政制度と地方交付税

- ① 地方財政の確立に向け、以下の事項について国に求める。
 - イ) 社会保障、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかる。とりわけ子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保および地方財政措置を的確に行う。

VI. 教育環境の整備と将来を担う次世代教育の充実

1. 教育機会の確保と教育予算の充実

(1) 教育の充実

- ⑦ 深刻化している教職員の欠員不補充を早急に解消する。また、新型コロナウイルス感染症対策として分散登校の基準となっている1学級20人の少人数指導に向けて教職員の増員を進める。そのため、障壁となっている教員免許更新制を廃止する。

(2) 教育の保障

- ① 高校授業料無償化の所得制限を撤廃し、高校生・大学生向け給付型奨学金制度を拡

充するとともに、利息付貸与型奨学金の返済時負担軽減のため、利率の大幅引き下げや利子補填を行う。また、新型コロナウイルス感染症による経済的理由で就学困難な学生への学費補償を行う。

- ④ 「9月入学・始業」については、十分な検証・議論が必要であることから、当面、新型コロナウイルス感染症対策として子どもたちの学びの保障および学校体制整備を最優先する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症によって生じた大幅な未履修範囲については、単に授業時数増や長期休業期間の短縮等による詰め込み教育で解決することなく、標準授業時数の弾力的な運用など長期的な視点に立ち、各校にある教育課程編成権を尊重し回復する。
- ⑥ 全ての子どもたちが平等に教育を受けられるよう、オンライン授業に係る機器の充実や、通信環境を整えることとし、継続的な財政措置を講ずる。

以 上

